

共済だより 6

kyosai dayori 2023 June No.569

千葉のタカラ

船橋市

都心に近いのに海や自然もある便利なまち

→目次は2ページへ

金杉谷津田のあじさい (船橋市)

千葉県市町村職員共済組合

<https://www.c-scskyousai.or.jp/>



『共済だより』の発行月 4月、6月、8月、10月、12月、1月、2月

本誌をご家庭へお持ち帰りください

自然もある便利なまち

に位置する、都市と自然が調和したまちです。沿岸部には恵み豊かな海「三番瀬」、活発な文化・スポーツなど、全国有数のポテンシャルが秘められています。船橋文化が盛んなことです。

船橋市



タカラその1

自然を身近に
感じられるまち

都市でありながら自然を身近に感じられる場所が豊富な船橋市。北部には緑豊かな「ふなばしアンデルセン公園」や県民の森があり、南部には東京湾に面した貴重な干潟が残る三番瀬が広がり、海岸沿いには「ふなばし三番瀬海浜公園」があります。



ふなばしアンデルセン公園★

アンデルセン童話の世界観を感じられるふなばしアンデルセン公園はデンマーク風車と花がいっぱいの施設です。トリップアドバイザーの「トラベラーズチョイス世界の人気観光スポット2015」の「テーマパーク部門」にて東京ディズニーランド、東京ディズニーシーに次ぐ日本国内3位。年間来園者数は約70万人。大人から子どもまで楽しめる船橋の憩いの場となっています。

所：船橋市金堀町 525
料：一般 900円 高校生（生徒証提示）600円
小・中学生 200円 幼児（4歳以上）100円
※入園料金無料日があります。

時：9:30～16:00
※時期によっては17:00まで
問：047-457-6627
<https://www.park-funabashi.or.jp/and/>

ふなばし三番瀬海浜公園

前面に広がる人工干潟には、ハゼ、アサリ、カニ、などが多く生息し、それらを狙って多くの水鳥が集まっています。東京湾の豊かな恵みを感じられる貴重な公園です。4月～5月に、潮干狩りも開催されています。



所：船橋市潮見町 40
料：（海浜公園）潮干狩り・テニスコート・野球場は料金あり（環境学習館）一般400円/高校生200円/小・中学生（市外）100円
時：9:00～17:00（施設によって異なります）
休：12/29～1/3（施設によって異なります）
問：（海浜公園）047-435-0828
（環境学習館）047-435-7711
<https://www.sambanze.jp/>



★施設利用券でおトクに利用できる施設です。

CONTENTS

- 2 千葉のタカラ 船橋市
- 4 黒潮荘つうしん
- 6 全国共済施設案内「埼玉県」
- 7 3歳未満の子を養育している組合員の方へ
- 8 現役世代も障害の状態になったときに受給可能な障害年金
- 10 「ねんきん定期便」をご確認ください！
- 11 自動車事故にあったとき
- 12 こんな給付ご存じですか？ 療養費等について
- 14 医療費分析
- 15 整骨院・接骨院にかかるとき
- 16 負傷原因調査にご協力をお願いします/資格喪失後の組合員証等の返納について
- 17 高齢受給者証の交付について
- 18 共済組合における国民年金第3号被保険者に係る届出等について
- 20 扶養事実確認調査を行います
- 21 「標準期末手当等の額」の決定と標準期末手当決定通知書の送付について
- 22 アルバイトやパート等でお勤めの被扶養者の皆さま、ご注意ください!!
- 23 子や父母（祖父母）を被扶養者とする場合の注意点について
- 24 メンタルヘルス教室募集案内
- 25 3日で学ぶ介護講座募集案内
- 26 「特定健康診査受診券」を6月下旬に発行します!/歯科口腔健康診査の実施について
- 27 ゴルフ大会開催のお知らせ!
- 28 令和5年度契約施設のお知らせ
- 29 共済ローン（貸付事業、物貸事業）をご利用ください
- 30 健康管理講座募集案内
- 31 医療費への備え、できていますか?/年金制度の改善は年金者連盟から!!
- 32 令和4年度地区別共済制度研修会を開催しました
- 34 共済組合からのお知らせ
- 36 那須の森ヴィレッジからのお知らせ
- 38 オークラ千葉ホテルニュース

発見!

船橋市

千葉の

タカラ

●お問い合わせ先

船橋市役所 047-436-2111 (代表)

都心に近いのに海や

64万人を超える市民が暮らす船橋市は、東京から20キロメートル圏内陸部に工業地、商業地、住宅地、農地が広がり、バランスのとれた産業、市のタカラは、都会なのに身近に自然を感じられることと、スポーツや

タカラその2

「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」の詳しい情報はこちらから
<https://www.kubota-spears.com/>



「千葉ジェットふなばし」の詳しい情報はこちらから
<https://chibajets.jp/>



スポーツ健康都市宣言を掲げる船橋市は、スポーツが盛んなまちで、全国レベルの競技スポーツから気軽に参加できるイベントまで、スポーツを楽しむ人の多いまちです。日本のトップリーグで活躍するラグビーの「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」とバスケットボールの「千葉ジェットふなばし」は、船橋を拠点に活動しており、スポーツの魅力を伝えるだけでなく、地域貢献のためにボランティア活動にも積極的にかわり、地域の活性化に協力してくれています。

スポーツが盛んなまち



写真提供：クボタスピアーズ船橋・東京ベイ



©CHIBAJETS FUNABASHI/PHOTO:Keisuke Aoyagi



船橋の



船橋には海産物も農産物もおいしいものがいっぱい！ 三番瀬は江戸時代から豊かな漁場として知られ、現在でも江戸前の魚種類の漁場となっています。農作物では、野菜や果樹（梨）など、多彩な作物を生産しています。地産地消で地物を食べられる飲食店もたくさんあります。

小松菜

旬 通年

西船地区で生産される小松菜は品評会でも高評価。地物の小松菜料理を出す店も！



にんじん

旬 5～6月

旬の時期のにんじんは甘味が強く、ジュースでもおいしく飲めます。



葉付き枝豆

旬 5～7月、10～11月

採れたての葉付き枝豆は鮮度抜群。一味違います！



梨

旬 7月下旬～10月上旬

船橋は全国有数の梨の産地。幸水、豊水、新高などがつくられています。



ホンビノス貝

旬 通年

ふっくら肉厚で味の濃いホンビノス貝。船橋の新名物です。



ズキ

旬 5～10月

千葉県が水揚げ日本一。なかでも船橋漁港が有数の水揚げ量を誇ります。



海苔

旬 12～3月

三番瀬でとれる海苔は、香りや色つや、口どけのよさが特徴です。



ふなばし三番瀬環境学習館★
三番瀬の自然や環境について「知る」「考える」「学ぶ」の3つのゾーンで学べる施設。干潟でカニや野鳥を探すフィールドワークやキッチンスタジオでの料理教室など、様々なワークショップに参加できます。



※各施設の最新情報をご確認のうえ、お出かけください。

夏の宿泊プランのご案内



特!
2,000円

令和5年度においても直営施設助成金に特別加算(2,000円)が加わりさらにお得です!

期間：令和5年7月1日(土)～8月31日(木)まで

※夏季繁忙期間(7月15日～8月31日)は特別料金になります。
詳細については、HPまたは、黒潮荘にお問い合わせください。

なぎさコース

牛肉の石焼きや鮮魚のお刺身などお召し上がりいただけます。
黒潮荘のスタンダードなコースとなっております。



お一人様
1泊2食付
6,800円*

＜イメージ＞

黒潮山海コース

海の幸、山の幸を贅沢にお召し上がりいただけます。
メインに牛ステーキをご用意し、
ボリューム的にも大満足いただけるコースとなっております。



お一人様
1泊2食付
8,800円*

＜イメージ＞

Anniversary

アニバーサリープランの紹介

誕生日や還暦・定年・入学・快気祝いなど

“おめでとう”や“ごくろうさま”の気持ちとともに、
記念旅行のお手伝いをさせていただきます。



「ケーキ」または「フラワーバスケット」をお選びいただき「記念写真」もプレゼント

思い出に残る旅をお探ならアニバーサリープランをどうぞ。

その他、さまざまな行事でのご利用、ひとときの演出・サポートいたします。どうぞ、お気軽にご相談ください。

※詳細については、HPまたは黒潮荘にお問い合わせください。

予告 新プラン 黒潮祭のご案内 限定

期間：令和5年9月1日(金)～
9月30日(土)まで

お一人様 12,300円* 黒潮荘の料理長が厳選した新鮮な海の幸を振舞います。ぜひ、ご賞味ください。

黒潮荘の鯖プラン!



詳細につきましては、『共済だより8月号』をお待ちください。
なお、黒潮荘のHPでは、最新情報を掲載しております。

予告 黒潮荘感謝祭 第2弾 限定

期間：令和5年10月1日(日)～
10月31日(火)まで

4月に開催し大好評をいただきました、黒潮荘感謝祭が内容をそのままに早くも再登場。

今回も **なぎさコース秋ver** が5,500円(休前日は+1,210円)、さらに、次回ご利用いただける5%割引券(※)もお渡しいたします。
この機会に、黒潮荘をお得に満喫してください。

※各種助成券控除後の金額から5%割引となります。

● 黒潮荘休館日

令和5年 6月	7月	8月	9月	10月
13日(火) 14日(水) 15日(木)	4日(火) 5日(水) 6日(木)	30日(水) 31日(木)	5日(火) 6日(水) 7日(木) 19日(火) 20日(水)	10日(火) 11日(水) 24日(火) 25日(水) 26日(木)
11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
7日(火) 8日(水) 28日(火) 29日(水) 30日(木)	5日(火) 6日(水) 7日(木) 19日(火) 20日(水)	9日(火) 10日(水) 11日(木) 30日(火) 31日(水)	6日(火) 7日(水) 8日(木)	5日(火) 6日(水) 7日(木)

6月限定 NIJI海彦・山彦

※表示価格は組合員料金です。

期間：令和5年6月30日(金)まで

お一人様 12,300円*

昨年大好評いただきました、6月限定プラン「海彦・山彦」が「NIJI海彦・山彦」に進化して再登場。
今回のテーマは「虹」。皆さまに満足いただけますよう「海の幸」と「山の幸」を虹色に仕立て上げた内容になっています。

今年は7色のおもてなしで皆さまをお待ちしております！

1 虹のお出迎え

フロント、ロビーを中心に虹の傘、花手水をご用意し皆さまをお迎えいたします。

2 虹のお部屋

7色のてるてる坊主をお部屋に飾り、カラフルなお菓子をご用意。

3 虹のお料理

色豊かな夕食をご用意いたします。



(イメージ)

4 ライブキッチン

ステーキワゴンを使用し皆さまの前で調理いたします。

5 フリードリンク (70分)

虹色のお飲み物をご用意いたしますので、ぜひご賞味ください。



6 虹のプレゼント

虹色のお菓子をプレゼント！

7 虹のサプライズ

宿泊日に虹が見えたら2,216円お値引き(1室あたり)。

FacebookにてPV公開してます



6月中は、大人の宿泊プランは本プランのみとなっております。通常プラン(黒潮山海、なぎさ)については、販売しておりませんので、ご理解いただけますようお願いいたします。

お子様用メニュー(小学生以下)をご用意しております。

中学生以上の方は、お子様用メニューをご利用いただけませんので、ご理解いただけますようお願いいたします。

※1泊2食、税・サ込み、利用券控除後の料金です。※仕入れ状況により内容が変わる場合もございます。※休前日は+1,210円(税込)でご利用いただけます。※ご利用前10日からは、キャンセル料が発生します。※助成券控除によって、ご料金が異なる場合がございます。

おすすめ
スポット

紹介

夏の思い出作りに、海水浴はいかがでしょうか。



鴨川市内には、海水浴場が5つあり、例年7月中旬から開設されます。海水浴で楽しんだ後は、黒潮荘でごゆっくりおつろぎください。

太海海水浴場	黒潮荘からお車で3分
前原海水浴場	黒潮荘からお車で7分
江見海水浴場	黒潮荘からお車で15分
城崎海水浴場	黒潮荘からお車で20分
内海海水浴場	黒潮荘からお車で25分



Wキャンペーンのお知らせ 黒潮荘・那須の森ヴィレッジ2施設合同キャンペーンを開催します！組合員の皆さまにお得な特典をご用意いたしました。皆さまのお越しをスタッフ一同、心よりお待ちしております！

実施期間 令和5年4月1日(土)～7月14日(金)
令和5年9月1日(金)～11月30日(木) ※那須の森ヴィレッジは開設期間に準拠

1 | かもなすスタンプラリーで、宿泊割引券をプレゼント！

宿泊1泊につきスタンプを1つ押させていただきます。両施設のスタンプが揃うと、2,000円分の宿泊割引券をプレゼント！ 両施設利用してスタンプを4個集めると、更に5,000円分の宿泊割引券をプレゼント！
※スタンプカードは1組につき1枚とさせていただきます。

2 | 毎月抽選で当たる！豪華賞品プレゼント！

宿泊時に応募券を配付いたします。各施設毎月抽選で2名様に「かも・なす」の地元高級食材をプレゼント！

3 | 鴨川名産の鯛せんべいプレゼント！

長く地元で愛されている鴨川名産の鯛せんべいをプレゼントいたします！ ※1組につき1箱をプレゼントさせていただきます。

● 黒潮荘限定 ●

ご予約・お問い合わせ

千葉県市町村職員共済組合保養所
南房総鴨川

Tel. 04(7092)2205

黒潮荘



ホームページ

<https://www.kuroshioso.jp/>

パスワード(コード)は『9640』です。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚 2565
Fax 04 (7093) 1213

黒潮荘

検索

全国共済施設案内 「埼玉県」
埼玉県市町村職員共済組合

千葉県市町村職員共済組合の組合員の皆さまへ
草津へ涼みに来ませんか♪

草津保養所



【料金案内】 (平日の1泊2食付)	大人お1名様あたり (税込・サービス料込)	
洋室ツイン	定員2名	12,129円～
洋室トリプル	定員3名	13,339円～
和室	定員4～5名	13,339円～

※ 上記の料金から利用券(2,500円)が控除されます。

～プライベートテニスコートで
夏の草津を満喫～

爽やかな高原の空気に触れて、気分もリフレッシュ！



アルペンローゼでは、プライベートテニスコート(オムニコート)を4面ご用意しております。

ラケット及びボールの無料貸し出しもしておりますので、ぜひ、ご利用をお待ち申し上げます。

【テニスコート利用料金】

- ・1面1時間 2,420円(税・サ込)
- ・ラケット、ボールは貸出無料。(数に限りがございます。)
- ※ラケット、ボールの貸出はフロントへお申し付け下さい。
- ・貸出期間: 令和5年9月末まで(予定)



ビュッフェスタイルのレストランでは、新型コロナウイルス感染防止対策として、小皿料理もお出ししております。

大浴場では泉質の良い草津温泉のほか、季節ごとに変化する変わり湯がお楽しみいただけます。



モダンでおしゃれな雰囲気の和洋室でおくつろぎください。



<お問い合わせ先>

埼玉県市町村職員共済組合 施設課 ☎048-822-3304
(共済ホームページ) <http://www.saitama-ctv-kyosai.net>

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津512-2
草津保養所アルペンローゼ ☎0279-88-1300

※千葉県市町村職員共済組合の組合員及びその被扶養者の方が「草津保養所 アルペンローゼ」に宿泊される場合、契約施設利用券(助成券)を利用するとお1人につき2,500円の控除が受けられます。

3歳未満の子を養育している 組合員の方へ



～厚生年金計算における養育特例制度のご案内～

組合員の方が、3歳未満の子を養育している期間中の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回った場合、組合員の方からの申出により、年金額の計算においては従前標準報酬月額を適用させることができます。

養育特例の対象となる方

3歳未満の子と同居し、養育している組合員の方

- 育児休業等の取得の有無とは関係ありませんが、掛金免除期間は養育特例が適用されません（掛金免除期間は養育特例期間に該当しません）。
- 父母ともに組合員で3歳未満の子と同居し養育している場合、父母どちらにも適用することができます。
- 扶養認定されていない子も対象となります。
- 2年間は遡及することが可能です。申出書提出月から2年以上前の期間については養育特例が適用されませんので、ご注意ください。

養育特例を受けることができる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日※の属する月から、下記のいずれかに該当した日の翌日の属する月の前月までの期間

- ① 養育している子が3歳に達したとき
 - ② 組合員が死亡したとき、または退職したとき
 - ③ 他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
 - ④ 子が死亡したとき、または子を養育しないこととなったとき
 - ⑤ 産前産後休業または育児休業（掛金免除）を開始したとき
 - ⑥ 被保険者が70歳に到達したとき
- ③～⑤の事由により終了する場合は、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」の提出が必要となります。③、⑤の場合、終了時の添付書類は原則不要ですが、④の場合、養育しないこととなった日を確認できる添付書類が必要です。

- ①、②、⑥の事由により終了する場合は、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」の提出は不要です。
- ※ 養育することとなった日は、子を出生したとき、子を養子としたとき、別居していた子と同居することとなったとき等になります。

養育特例の申出手続きについて

「養育期間標準報酬月額特例申出書」に次の書類を添付して、所属所の共済事務担当課へご提出ください。添付書類は提出日から90日以内に発行されたものが必要です。

- ◆ 申出者が世帯主である場合 世帯全員の住民票（※）
- ◆ 申出者が世帯主でない場合
 1. 子の生年月日及び子と申出者との身分関係を明らかにすることができる戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書
 2. 世帯全員の住民票（※）

※「養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届出書」にマイナンバーを記載した場合は、以下のAまたはBの書類で代用できる場合があります。

- A 申出者のマイナンバーカードの両面コピー
- B 1. 申出者のマイナンバーが確認できる書類のコピー（通知カード、マイナンバーの表示のある住民票のコピー）
2. 身元確認書類（運転免許証、パスポート等のコピー）

マイナンバーを基にした事務手続きにおいて、必要となる情報を取得できなかった場合は、改めて世帯全員の住民票の提出をお願いする場合があります。

お問い合わせ先

- 育児休業等掛金免除・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定に関すること
保健課 資格係 …………… TEL 043(248)1116
- 養育特例に関すること
年金課 記録調査係 …………… TEL 043(248)1118



たどきに受給可能な障害年金 ……

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も受け取ることができる年金です。

障害年金の種類

障害年金には、厚生年金から支給される障害厚生年金と、国民年金から支給される障害基礎年金があります。

障害厚生年金は年金制度独自の障害等級（1～3級）に該当する場合に支給され、1、2級に該当する場合には、障害基礎年金が併せて支給されます。なお、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害状態にあるときは、障害手当金が支給されます。

●障害等級の目安

- 1級：日常生活を一人で営めないような状態
- 2級：日常生活に大きな制限を受けるような状態
- 3級：仕事に大きな制限を受けるような状態

障害厚生年金の支給要件

次の1～3のすべての要件を満たしているときに障害厚生年金が支給されます。

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある。
- 2 障害の状態が、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当している。
- 3 初診日の前日に、保険料の納付要件を満たしている。

障害厚生年金の請求時期

障害の状態に該当した時期に応じ、次の2つの請求方法があります。

1 障害認定日による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受給できます。請求は障害認定日以降、いつでもできますが、5年の時効があります。

※障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日、またはその期間内に傷病が治った日、またはその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。

2 事後重症による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後症状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月から障害年金を受給できます。



…… 現役世代も障害の状態になっ

障害年金の支給額

障害等級や扶養家族の状況により年金額が異なります。障害基礎年金には定額と子の加算があり、障害厚生年金には報酬比例部分と配偶者の加給年金額があります。

障害年金	年齢	障害等級1級	障害等級2級	障害等級3級
障害基礎年金	67歳以下	993,750円+①子の加算	795,000円+①子の加算	—
	68歳以上	990,750円+①子の加算	792,600円+①子の加算	
障害厚生年金	67歳以下	②標準報酬比例部分×1.25 + ③配偶者の加給年金額 228,700円	②標準報酬比例部分 + ③配偶者の加給年金額 228,700円	報酬比例部分 (最低保証額 596,300円)
	68歳以上			報酬比例部分 (最低保証額 594,500円)

(金額は令和5年度)

① 障害基礎年金の子の加算

障害基礎年金の受給者によって生計維持されている18歳到達の年度末までの子、または1、2級の障害がある20歳未満の子がいる場合に加算されます。

第1子・第2子 各228,700円 (令和5年度)
その他の子 各76,200円

※同一の子を対象とした児童扶養手当が支給されている場合、障害基礎年金の子の加算を優先的に支給し、児童扶養手当は差額分が支給されます。

② 障害厚生年金の報酬比例部分

報酬比例部分

(平成15年3月31日までの期間)

平均標準報酬月額×7.125/1,000×平成15年3月までの被保険者(組合員)期間の月数

+

(平成15年4月1日以後の期間)

平均標準報酬額×5.481/1,000×平成15年4月以後の被保険者(組合員)期間の月数

※報酬比例部分は、障害認定日が属する月までの被保険者期間の月数で計算し、障害認定日までの被保険者期間月数が300月未満の場合は300月とみなして計算。

※複数の厚生年金の被保険者期間をお持ちの場合は、初診日に加入していた実施機関がまとめて障害厚生年金を支給。

※障害等級が1級の場合は、報酬比例部分は、上記の額にさらに125/100を乗じる。

③ 障害厚生年金の配偶者の加給年金額

加給年金額は、障害等級が1級または2級の障害厚生年金の受給者によって生計維持されている65歳未満の配偶者がいる場合に加算されます。

配偶者 228,700円 (令和5年度)

※ただし、配偶者が加入期間20年以上である老齢厚生年金、障害厚生年金または国民年金制度の障害基礎年金等を受給しているとき、または、受け取る権利がある場合(在職により支給停止となっている等)は、加給年金額は支給停止となります(受給中の方等には経過措置あり)。

④ 障害年金生活者支援給付金

以下の支給要件をすべて満たしている方に支給されます。

①障害基礎年金の受給者

②前年の所得※1が、4,721,000円※2以下

※1 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族等の数に応じて増額。

給付額(月額) 障害等級1級 6,425円 障害等級2級 5,140円 (令和5年度)

障害年金を受給中に新たな障害が発生したら…

両方の障害を併せて新たに障害の程度を認定し、1つの年金として支給されます。

障害等級3級や障害手当金が支給されていた方も、両方の障害を併せて新たに障害の程度を認定し、障害等級が上がる場合があります。

お問い合わせ先

組合員 (短期組合員を除く) 年金課 年金係(直通) 審査係

「ねんきん定期便」をご確認ください！

共済組合では、年に1度、誕生月に「ねんきん定期便」を送付しております。
「ねんきん定期便」は、これまでの年金加入期間や年金見込額など大切な情報が記載されています。お手元に届きましたら、ご自身の年金加入期間等をしっかり確認してみましょう。

- ※ 誕生月の2カ月前の情報を基に作成しているため、住所変更等された方には送付が遅れる場合があります。
- ※ 短期組合員の方は、日本年金機構から送付されます。



料金別納郵便

親展

ねんきん定期便です

受取人の方がお住まいでない場合には、開封せずに「顔配」「転居した」等をハガキにご記入の上、そのままポストに投函してください。

(問い合わせ先・返戻先)

問い合わせ受付時間は土日・祝日・年末年始を除く9時～17時です。
電話が混み合ってつながりにくい場合があります。大変申し訳ありませんが、少し時間を置いてからおかけください。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください。)

基礎年金番号		私学共済の加入者番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。			
1. これまでの年金加入期間(老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)							
国民年金(a)				年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)	
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月	月				
厚生年金保険(b)							
一般厚生年金		公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
月	月	月	月	月	月	月	
・[第1号被保険者(未納月数を除く)]欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。 ・[d]欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。 この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。							
2. これまでの保険料納付額(累計額)と							
(1) 国民年金				保険料納付額(累計額)		加入実績に応じた年金額(年額)	
(2) 厚生年金保険				国民年金保険料(第1号被保険者)		老齢基礎年金	
一般厚生年金期間				円		円	
公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)				円		円	
私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)				円		円	
(1)と(2)の合計				円		円	
<small> これまでの保険料納付額(累計額)について ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。また、厚生年金保険の保険料納付額(被保険者負担額)は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率(掛金率)を基に計算して表示しています。 ・国家公務員と地方公務員が両方に在籍した場合は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。 ・国家公務員共済組合(旧国共)に在籍していた場合は、標準報酬制度の導入(昭和61年4月)以後の保険料納付額(国家公務員共済期間)と通算された旧三公社共済期間が含まれている場合のその期間に係る保険料納付額は除きます。のみの表示をしています。 ・地方公務員共済組合(旧地共)に在籍していた場合は、地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。 ・国家公務員共済から地方公務員共済へ異動した場合、又は、地方公務員共済から国家公務員共済へ異動した場合のそれぞれの共済期間に係る保険料納付額については、上記の条件により表示しています。 これまでの加入実績に応じた年金額について ・これまでの加入実績(受給資格期間)のみを基に計算した年金額(年額)を表示しています。 ・国家公務員と地方公務員が両方に在籍した場合は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。 ・平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の国家公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法による経過的特種加算額(共済年金)※を含めて表示しています。 ※被用者年金一元化等(平成27年9月以前)の退職共済年金(報酬比例部分)の金額は、老齢厚生年金の給付率率と同率で計算した金額に、別に定められた給付率率を用いて計算した金額を加算したものがなっており、この加算額を(職域加算部分)といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が報酬厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については(職域加算部分)が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間(平成27年9月以前)については別途(経過的特種加算額(共済年金))として共済組合から支給されます。 ・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。 ・旧三公社(JR、JT、NTT)共済組合または旧農林共済組合の加入記録がある場合や、加入記録の重複がある場合は老齢年金の見込額が表示されません。 </small>							

(イメージ)

● 送付対象者 59歳までの組合員

● 送付内容等

対象	送付形式	内容
50歳未満	はがき	これまでの年金加入期間、加入実績に応じた年金額等
50～58歳	はがき	これまでの年金加入期間、老齢年金の見込額等
35・45歳	封書	これまでの年金加入期間、加入実績に応じた年金額、厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況等
59歳	封書	これまでの年金加入期間、老齢年金の見込額、厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況等

※50歳以上の方の老齢年金の見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定し、計算した額が表示されています。

* ご自身の年金加入記録をご確認ください *

「ねんきん定期便」が届いたら、記載されている年金加入記録にもれや誤りがないかご確認をお願いします。
お勤めされていた期間が短期間であっても、年金の受け取り(受給資格期間)に結び付く可能性があります。
万が一、もれや誤りがあると思われる方は、公務員期間については共済組合まで、国民年金及び民間会社の期間については最寄りの年金事務所までご連絡ください。

お問い合わせ先 年金課記録調査係(直通) TEL 043(248)1118

自動車事故にあったとき 第三者行為による傷病



Q 休日に自動車事故にあい、健康保険で治療を受けたのですが…

A 共済組合にすみやかに連絡・届出が必要です。
 休日に自動車事故等の第三者行為でけがをしたときは、健康保険を使って治療を受けられます^{※1}が、共済組合は治療費を一時的に立て替えているだけです。
 後日、加害者または加害者が加入する保険会社に治療費を請求しますので、必ず共済組合に連絡のうえ、「損害賠償申告書」等の必要書類^{※2}を届け出てください。

※1 通勤中や仕事中のけがの場合は、公務災害の対象となりますので、健康保険は使えません。

※2 任意保険に加入している場合、「損害賠償申告書」等の届出書類の作成・提出について、損害保険会社からサポートを受けられる場合があります。詳しくは契約している損害保険会社にお問い合わせください。



自動車事故にあったら…

1 負傷状況を確認する

双方の状況を確認し、必要な場合は救急車を呼びます。

2 加害者を確認する

車のナンバー、運転免許証、車検証などを確認します。

3 警察へ連絡する*

どんな小さな事故でも必ず警察に連絡をしましょう。

4 共済組合へ連絡する

健康保険を使って治療を受ける場合、共済組合へ連絡が必要です。

5 医療機関を受診する

一見無傷でも、後で症状が出ることがあります。

※自動車保険（任意保険）、自賠責保険（強制保険）で保険金を請求するときに必要な交通事故証明書は自動車安全運転センターが発行しますが、警察への事故の届出がないと発行されません。

CHECK

こんな場合は**第三者行為となります**
 健康保険を使う場合、共済組合へ連絡を！

- 歩道を歩いていて自転車にぶつけられて、けがをしたとき
- 他人の飼い犬やペットなどにより、けがをしたとき
- 不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき
- 外食や購入食品などで食中毒になったとき
- ゴルフ・スキーなど他人の行為によりけがをしたとき

Q 自転車同士でも第三者行為になりますか？

A 自転車同士の事故も相手があるので第三者行為になります。どちらにも過失がある場合は、どちらも被害者であり加害者になります。



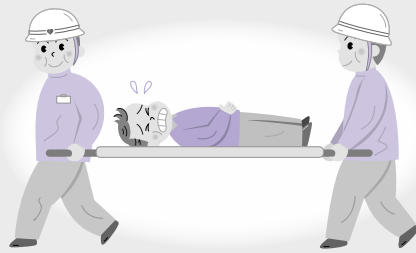
⚠ 示談は慎重に！

健康保険で治療を受けたときは、加害者と示談が結ばれると、共済組合が加害者または加害者が加入する保険会社に請求するべき費用を請求できなくなることがあります。示談をする場合は、事前に共済組合にご相談ください。

療養費等 について

組合員の皆さまやご家族（被扶養者）の方が、旅先で急病になったり、事故等で病院などの医療機関（以下「病院等」という。）に運び込まれたりした場合など、組合員証（保険証）等を提示することができないときは、医療費（治療に要した費用）の全額を病院等に支払わなければなりません。

この場合、後日共済組合に申請することにより、払い戻しを受けられる制度があります。この制度を療養費（被扶養者の場合は、家族療養費）といいます。そこで、今回は療養費の制度について説明します。



1 療養費とは

通常、組合員の皆さまが病院等で治療を受けるときは、組合員証（保険証）等を提示し、療養の給付などを受けることができますが、療養費は、前記のケースの様にやむを得ない事情による場合に療養の給付などを補完する制度になっており、特例的な役割をもつ給付になります。

このため、組合員の皆さまがご自身の都合で組合員証（保険証）等を提示できなかった場合（例…ただ単に組合員証を忘れた）など、共済組合が「やむを得ない」と認めることができないうときは、療養費は給付できません。

2 給付内容

療養費の場合、組合員の皆さまが病院等に支払った医療費の費用の全額を給付するわけではありません。これは、共済組合では、健康保険法で認められている診療内容とその診療点数（1点を10円とする）に基づいて計算し、その7割相当額（未就学児の被扶養者の場合は8割相当額、70歳以上75歳未満の高齢受給者の場合は7割または8割相当額）を給付することになります。

このため、健康保険法で認められていない診療内容については、給付の対象となりません。

海外療養費について

病气やけがは、いつ起こるかわかりません。

もし、海外旅行中などに病气やけがをしてしまったら、その治療に支払った医療費はどのようなのでしようか。海外では、



組合員証（保険証）等が使えませんが、自費で治療を受けることになります。

そこで、組合員の皆さまが海外で病气やけがによって現地の医療機関等で治療を受け、その治療費を自費で支払った場合に共済組合から受け取ることができる海外療養費について説明します。

1 海外療養費とは

組合員の皆さまが、日本国内で病气やけがをしたときは、組合員証（保険証）等を保険医療機関に提出することで保険診療を受けることができますが、海外の医療機関等で治療を受けた場合、海外には日本の健康保険の保険医療機関はありませんので、治療を受けた本人が治療費を一時立替え払いし、帰国後、共済組合に療養費の請求をすることにより給付を受けることができます。これが海外療養費です。

ただし、療養目的で海外に行き、治療を受けた場合については、海外療養費の給付の対象にはなりません。

3 提出書類及び請求方法

1 提出書類等

医療の内容	必要な提出書類	注意事項
やむを得ず組合員証を提示できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 診療報酬明細書（写し可）または診療報酬領収済明細書（原本） 領収書（原本） 	単に組合員証を忘れた場合には給付対象とはなりません。
コルセットやギプス等治療用の補装具を作製した場合	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 治療用装具製作指示装着証明書（小児弱視等治療用眼鏡の場合は治療目的である旨が明記されているもの） 領収書（原本）及び補装具の明細書（原本） 	症状固定後における補装具の装着は、治療用ではないため給付対象となりません。また、柔道整復師の指示により作製された場合は給付の対象外です。
四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等を購入した場合	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 療養担当に当たる保険医の弾性着衣等の装着指示書（装着部位、手術日等が明記されていること）（原本） 弾性着衣等を購入した際の領収書または費用の額を証する書類（原本） 	弾性着衣の製品の着圧は、30mmHg以上（※）が対象となります。1度に購入する弾性着衣等は、洗い替えを考慮し、 装着部位ごとに2着を限度とし、前回購入の領収日より6カ月経過後において再度購入された場合も支給 します。 ※医師の判断による特別な指示がある場合は20mmHg以上の着圧であっても支給の対象となります。
はり・灸・あん摩・マッサージ等の施術を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 医師の証明書または同意書（原本） 各月ごとの施術内容のわかる書類（施術院作成の「療養費支給申請書」等）（原本） 領収書（原本） 	施術は、 医師が通常の治療のみでは傷病の治療効果が認められないと判断し、医師の指示により施術を受けた場合のみ給付対象となります。患者側の希望のみでは給付対象となりません。
生血の輸血を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 領収書（原本） 輸血証明書（原本） 	生血を使用した場合でも親子、夫婦、兄弟等の親族から血液を提供されたときは、給付対象外です。
病気やけがの治療のため、入院または転院しなければならない場合(移送費)	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 移送承認申請書（原本） 領収書（原本） 	症状からみて患者が自力で移動困難な状態にあり、医師の指示により緊急的な必要があつて保険医療機関へ移送される場合に給付対象となります。

2 請求方法

お勤め先の共済事務担当課へ書類を提出してください（任意継続組合員の方は、共済組合へ直接請求してください）。

なお、請求時効については、治療を受けた日から2年間です。ご注意ください。

② 診療費用の算定方法

海外の医療機関等で治療を受けた場合の診療費用の算定方法については、国によって治療内容や診療費用等も異なりますので、日本の健康保険法の規定による「療養に要する費用の額の算定方法」に基づき、診療報酬点数1点の単価を10円とし、診療報酬点数表に定める点数を乗じて算定することとされています。

したがって、現地通貨で支払った医療費を単に円換算して支払われるものではありません。

③ 療養費の請求手続き

海外療養費の請求方法については、共済組合用の「療養費等請求書」、渡航歴のわかるパスポートの写し、海外の医療機関等に対して照会を行うことの同意書、海外で治療を受けた医療機関等にて記載いただく、診療内容を明らかにした「診療内容明細書」（原本）及び領収額を明らかにした「領収明細書」（原本）等の証拠書類を添付し、お勤め先の共済事務担当課へ提出してください（書類については、お勤め先の共済事務担当課にて入手いただけますので、海外へ渡航される際は持参いただくようお願いいたします）。

なお、その証拠書類が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文を添付し、また、翻訳文には翻訳者の氏名、住所を記載することとなっています。

④ 療養期間が2カ月以上にわたる場合は、各月ごとの証拠書類が必要になります。

お問い合わせ先

保健課保健係

医療費分析

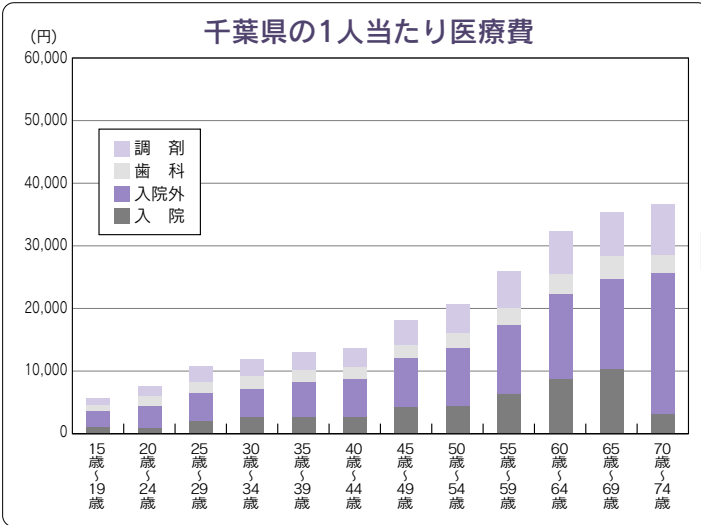
(令和3年度受診分における当組合の医療費)

共済組合では、短期給付財政安定化計画の一環として医療費の分析を行っています。その中で、年齢階層別医療費統計表の一部を令和5年6月号と12月号の2回にかけて掲載いたします。

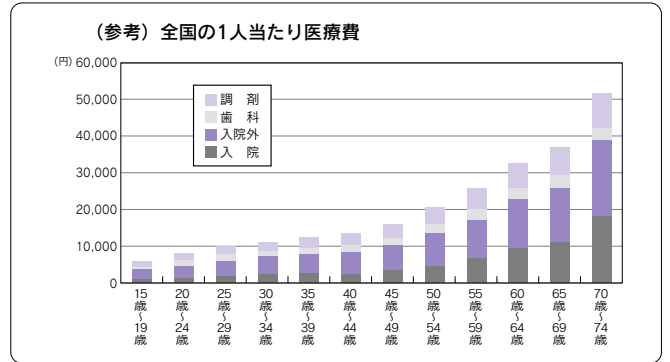
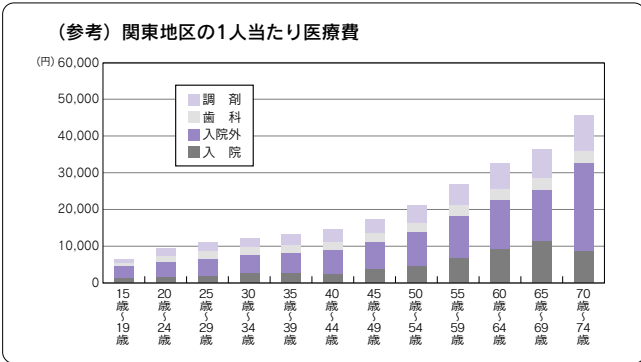
今回の6月号では、令和3年度における本人の1人当たり医療費と、総医療費の高い45歳から59歳の疾病分類別の上位5傷病を掲載いたします。



令和3年度受診分 年齢階層別医療費統計表 (本人)



	1人当たり医療費 (円)			
	入院	入院外	歯科	調剤
15歳～19歳	11,752	25,792	9,004	9,530
20歳～24歳	9,539	35,177	14,860	16,308
25歳～29歳	20,745	45,469	18,306	24,424
30歳～34歳	26,071	46,304	19,035	28,252
35歳～39歳	27,608	55,823	19,258	29,124
40歳～44歳	26,100	61,208	19,996	28,611
45歳～49歳	42,650	78,733	22,234	38,760
50歳～54歳	44,555	93,289	24,672	45,877
55歳～59歳	64,361	111,075	27,616	57,795
60歳～64歳	88,702	135,564	32,847	67,054
65歳～69歳	102,942	145,309	34,768	71,691
70歳～74歳	34,028	222,223	28,685	83,484



疾病分類別上位5傷病のうち、高血圧性疾患及び糖尿病については、生活習慣病と呼ばれており、食事や運動、ストレス、喫煙などの不健全な生活の積み重ねによって引き起こされ、初期には自覚症状がなく重篤化しやすいため、健康を脅かす病気といわれています。そのため、日々の食生活の改善や定期的な運動はもちろん、人間ドックや特定健診等を積極的に受診することにより、疾病の早期発見・早期治療が行え、生活習慣病の予防につながることができます。

また、健康管理講座や各種セミナーを受講することにより、組合員及びご家族の健康への意識促進が行えますので、積極的な参加をおすすめいたします。

◆45歳から59歳の入院外における疾病分類別上位5傷病

傷病分類名	件数	日数	金額 (円)	1件当たりの金額 (円)	1日当たりの金額 (円)
高血圧性疾患	20,458	22,788	10,895,912	533	478
その他の筋骨格系及び結合組織の疾患 (炎症性多発性関節障害等を除く疾患)	2,787	4,942	10,232,211	3,671	2,070
その他の耳疾患 (外耳炎等を除く疾患)	699	989	10,000,794	14,307	10,112
糖尿病	6,167	7,566	9,953,303	1,614	1,316
その他の皮膚及び皮下組織の疾患 (皮膚炎及び湿疹等を除く疾患)	4,652	5,804	9,825,355	2,112	1,693

お問い合わせ先 保健課保健係(直通) TEL 043(248)1115

整骨院・接骨院にかかるとき



整骨院や接骨院で、医療保険が使えるのは限られたケースだけだということをご存じですか？ 知らずにかかると、思わぬ出費につながるかもしれません。

1 医療保険が使える場合と使えない場合

使える場合

外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていない以下のもの

- 骨折* 脱臼* 打撲 捻挫 肉離れ

*骨折、脱臼は、応急処置を除き、あらかじめ医師の同意が必要。



知らずにかかると、自費診療になるかも……

使えない場合

- 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- 保険医療機関で治療中の負傷
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術

* 仕事や通勤途上におきた負傷は公務災害の適用となり、療養の対象外です。



早く治ったほうが、体も元気になるし、ほくもうれしいよ！

2 どのくらい通っていますか？

整骨院・接骨院では国家資格をもつ「柔道整復師」が施術を行います。病院ではないので、投薬や注射、手術、リハビリテーションなどはできません。長く通っても症状が改善しない場合は、内科的要因も考えられます。

3か月以上施術が続く場合は、不調の原因を確かめるためにも、医療機関の受診をおすすめします。

3 領収書・明細書をもらいましょう

整骨院・接骨院では、領収書の発行（無料）と、施術内容が細かく記された明細書の発行（有料の場合もあり）が義務付けられています。

領収書・明細書は必ず受け取り、金額や施術内容が実際と違っている場合は共済組合にご連絡ください。



共済組合からの照会には 回答をお願いします

整骨院・接骨院からの請求に、健康保険の対象外や水増しなど、一部に不適切なものがあります。皆さまから納めていただいた大切な掛金や負担金を適正に使うために、施術日や施術内容、負傷原因などについて、共済組合から文書などで照会させていただきます。その際には必ずご回答いただけますよう、ご協力をお願いいたします。



療養費支給申請書に 署名する際はよく確認を

療養費は、原則として本人が費用の全額を支払った後、組合員が共済組合へ請求を行って支給される「償還払い」となっていますが、柔道整復師の施術を受ける場合は、例外的に本人が自己負担額を柔道整復師に支払い、柔道整復師が組合員に代わって残りの費用を共済組合に請求する「受領委任」という方法が認められています（共済組合と受領委任の契約がある整骨院や接骨院）。

「療養費支給申請書」に署名する際は、負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認しましょう。

負傷原因調査にご協力をお願いします

共済組合では、医療費増高対策の一環として、診療報酬明細書（レセプト）を基に負傷原因調査を行っております。

第三者行為や公務災害に該当された場合、本来加害者等が、その治療費を負担することとなります。そのため、共済組合が負担すべきでない医療費について、回収することに努めております。

この調査は、負傷により組合員証（保険証）等を使用し、医療機関で治療された場合、その負傷の原因が、第三者行為や公務災害に該当するものではないかを確認するために必要な調査です。

短期財政の適正な運営のため、誠にお手数ではございますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



調査方法

共済組合からお勤め先の共済事務担当課を通して配付する「負傷原因報告書」により、組合員の皆さまに報告をお願いしております。

調査対象範囲

毎月病院などの医療機関から請求される診療報酬明細書（レセプト）の中から、外傷系の傷病名で3,000点以上を抽出し、作成しております。

ご注意

診療報酬明細書（レセプト）ごとの調査のため、同一の傷病により、複数の診療内容（入院・通院など）で受診された場合や複数の医療機関等で受診された場合は、診療報酬明細書（レセプト）が異なり、複数枚の報告書が配付されることがありますのでご了承ください。

また、調査時期が、受診されてから3カ月後以降の実施となりますので、外傷系の治療をされたときには、誠に恐縮ですが受診された日やその原因等を記録されておかれましては役立ちます。

お問い合わせ先 保健課保健係(直通) TEL 043(248)1115

資格喪失後の組合員証等の返納について

～資格喪失後の組合員証等は使用できません！～

●退職による資格喪失について

組合員の資格は、退職日までとなります。

退職日の翌日(資格喪失日)以降、「組合員証」(保険証)は使用できませんので、退職の際には元勤務先の共済事務担当課を通じて必ず「組合員証」を返納してください。

●被扶養者の資格喪失について

組合員が資格を喪失した場合は、被扶養者も同時に資格を喪失することとなりますので、組合員証と併せて「組合員被扶養者証」(保険証)も返納してください。

●任意継続組合員の資格喪失について

任意継続組合員の資格は、資格喪失日の前日までとなります。

資格を喪失した場合は、「任意継続組合員証」(保険証)は使用できませんので、資格喪失後、速やかに共済組合へ直接返納してください。

なお、被扶養者がいる場合は、「任意継続組合員被扶養者証」も併せて共済組合へ直接返納してください。

《注意点》

- 「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」等が交付されていたら、併せて返納してください。
- 資格喪失後もそのまま「組合員証」または「任意継続組合員証」等を使用して、保険医療機関等で受診した場合は、不正使用となりますので決して使用しないでください。また、組合員等記入可能欄（住所等）以外の部分をご自分で訂正等することも不正使用となりますので、決して加筆・訂正等をしてください。

任意継続組合員証等の返納先

〒260-8502
千葉市中央区中央港1-13-3
千葉県市町村職員共済組合 保健課資格係

お問い合わせ先 保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

高 齢 受 給 者 証 の 交 付 について

～70歳になった組合員及び被扶養者の皆さまには
高 齢 受 給 者 証 が 交 付 さ れ ま す ～

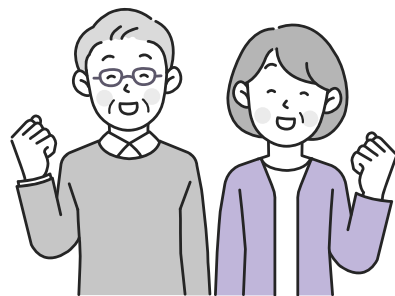
① 交付対象者

70歳を迎えた組合員及び被扶養者については、「市町村職員共済組合高齢受給者証」（以下「高齢受給者証」という）を交付しています。

この高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月（誕生日が月の初日の場合はその月）から75歳の誕生日の前日まで適用になります。

また、被扶養者認定時に高齢受給者証交付対象となる者については、組合員被扶養者証と併せて交付します。

保険医療機関等で受診される際には、組合員証や組合員被扶養者証（保険証）と併せて提示してください。



② 負担割合

（1）70歳以上の組合員で70歳以上の被扶養者がいない場合……自己負担3割

ただし、70歳以上の組合員の標準報酬の月額が280,000円未満の場合または組合員の収入額が383万円未満の場合は、自己負担2割となります。

また、被扶養者であったが後期高齢者医療制度の被保険者となったために、被扶養者でなくなったときは、組合員と当該被扶養者であった者の収入合計が520万円未満となる場合には自己負担2割となります。

（2）70歳以上の組合員で70歳以上の被扶養者がいる場合……自己負担3割

ただし、70歳以上の組合員の標準報酬の月額が280,000円未満の場合や、70歳以上の被扶養者との収入合計額が520万円未満である場合は、組合員・被扶養者ともに自己負担2割となります。

（3）70歳未満の組合員で70歳以上の被扶養者がいる場合……自己負担2割

※前述の「70歳以上」とは、「70歳以上75歳の誕生日の前日まで」です。

※ただし書きに該当する場合については、別途共済組合へ申請が必要となります。

③ 交付方法

当組合で作成し、誕生月の下旬（1日生まれの方は誕生月の前月下旬）に所属所の共済事務担当課を経由して、組合員の皆さまに交付します。

お問い合わせ先

保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116

共済組合における国民年金第3号被保険者に係る届出等について

第1号～第4号厚生年金保険に加入している組合員に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者を、国民年金の「第3号被保険者」といいます。

国民年金の第3号被保険者に該当した方の国民年金の保険料については、個別に納める必要はありません。

共済組合で「第3号厚生年金保険に加入されている組合員に扶養されている「国民年金の第3号被保険者」について、該当したとき、または、該当しなくなったとき等には、国民年金を管理している日本年金機構への届出が必要です。届出が必要な場合に該当する際は、組合員の勤務先の共済事務担当課へ必要書類をご提出ください。

1 国民年金第3号被保険者に該当した場合の届出

(1) 届出が必要な場合

左記の場合、配偶者が国民年金第3号被保険者に該当しますので、届出をお願いします。

① 配偶者が被扶養者となった場合（20歳未満の方と60歳以上の方は除く）

② 認定時に20歳未満であった被扶養配偶者が20歳になった場合

③ 配偶者が被扶養者には該当せず、国民年金第3号被保険者のみ該当する場合（配偶者が被扶養者の要件を備えているが任意継続組合員である場合など）

(2) 届出方法

左記書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

① 国民年金第3号被保険者関係届

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー」、基礎年金番号等の確認書類）参照）

③ 右記①③に該当する場合は、以下の書類も提出してください。

ア 第3号被保険者に係る該当（非該当）申告書
イ 第3号被保険者の要件を備えたことを確認できる書類（被扶養者の認定申告時の添付書類と原則同様ですが、日本年金機構での審査において他に書類が必要となる場合があります。）

④ 第3号被保険者が外国籍の場合は、国民年金第3号被保険者口ーマ字氏名届も提出してください（国民年金

第3号被保険者関係届に第3号被保険者のマイナンバーを記入する場合は不要。

国民年金第3号被保険者の認定については国内に居住していることが必要です。留学生や海外赴任に同行する家族等については、例外として届出により、転居前と同様に第3号被保険者の認定を受けることができます。この例外を「海外特例」といいます。

また、帰国された場合も届出が必要となります。
※ 海外特例の届出をされない場合、第3号被保険者の資格が喪失となりますので、ご注意ください。

2 国民年金第3号被保険者に非該当となった場合の届出

配偶者が国民年金第3号被保険者に非該当となった場合、左記の「届出が不要な場合」のいずれかに該当する場合以外は、国民年金第3号被保険者の非該当の届出が必要となります。

(1) 届出が不要な場合

① 非該当時に配偶者が20歳未満または60歳以上である
② 非該当時に配偶者が厚生年金に加入している
③ 非該当時に組合員が65歳以上で、老齢基礎年金の受給権を有している
④ 組合員の退職により非該当となった

※ いずれにも該当しない場合は、左記の「届出方法」により届出をお願いします。

(2) 届出方法

左記書類を被扶養者申告書等と併せて、勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

なお、第3号被保険者が死亡により資格喪失となる場合は、届出の省略が可能です（項目6「届出の省略」参照）。

① 国民年金第3号被保険者関係届

死亡により届出を行う場合、第3号被保険者については基礎年金番号を記入してください。

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー」、基礎年金番号等の確認書類）参照）

③ 項目1「国民年金第3号被保険者に該当した場合の届

出」の①③に該当していた方が非該当の届出を行う場合は、以下の書類も提出してください。

ア 第3号被保険者に係る該当（非該当）申告書
イ 第3号被保険者の要件を欠いたことを確認できる書類（被扶養者の取消申告時の添付書類と同様です）
③ 国民年金第1号被保険者への加入手続きについて
配偶者が第3号被保険者でなくなった後に第1号被保険者となる場合は、配偶者自身が市区町村役場の国民年金担当課で手続きを行ってください。

3 国民年金第3号被保険者の届出事項に変更があった場合の届出

(1) 日本国内において住所を変更した場合（組合員と一緒に住所を変更した場合を含みます）

左記書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

なお、届出の省略が可能です（項目6「届出の省略」参照）。

① 国民年金第3号被保険者住所変更届

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー」、基礎年金番号等の確認書類）参照）

(2) 日本国内から日本国外へ住所を変更した場合（組合員と一緒に住所を変更した場合を含みます）

左記書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

① 国民年金第3号被保険者関係届（海外特例の該当を届出）

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー」、基礎年金番号等の確認書類）参照）

③ 海外特例に該当することを確認できる書類（被扶養者の認定申告時の国内居住要件の例外に係る添付書類と原則同様ですが、日本年金機構での審査において他に書類が必要となる場合があります。）

(3) 日本国外から日本国内へ住所を変更した場合（組合員と一緒に住所を変更した場合を含みます）

左記書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

① 国民年金第3号被保険者関係届（海外特例の非該当を届出）

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー」、基礎年金番号等の確認書類）参照）

③ 海外特例に非該当であることを確認できる書類（帰国を
確認できる住民票の写し等）

④ 住民票の住所と別の住所を送付先として希望する場合

左記書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

① 国民年金第3号被保険者住所変更届

様式内のチェックボックス「工 備考 住民票住所以外の住所」に✓をしてください。

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類」参照）

⑤ 氏名を変更した場合（氏名、生年月日、性別の訂正を含みます）左記書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

なお、届出の省略が可能な場合があります（項目6「届出の省略」参照）。

① 国民年金第3号被保険者関係届

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類」参照）

③ 第3号被保険者が外国籍の場合は、国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届も提出してください（国民年金第3号被保険者関係届に第3号被保険者のマイナンバーを記入する場合は不要）。

4 マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類

国民年金第3号被保険者関係届または国民年金第3号被保険者住所変更届を提出する際、届書に第3号被保険者（組合員の配偶者）のマイナンバーを記入するか基礎年金番号を記入するか、また、書類を組合員が提出するか第3号被保険者自身が提出するかに応じて、左記(1)～(3)のいずれかの書類が必要となります。

(1) 届書に第3号被保険者のマイナンバーを記入した場合で、組合員が第3号被保険者の代理で書類を提出する場合

① 組合員の身元（実存）を確認できる書類（別表1）

② 第3号被保険者のマイナンバーを確認できる書類（別表2）

③ 代理権を確認できる委任状

国民年金第3号被保険者関係届の場合、B-1欄の「※届書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します」のチェックボックスに✓を付すことで省略できます。

国民年金第3号被保険者住所変更届の場合、届出人

欄の「届書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します」のチェックボックスに✓を付すことで省略できます。

(2) 届書に第3号被保険者のマイナンバーを記入した場合で、第3号被保険者自身が書類を提出する場合

① 第3号被保険者の身元（実存）を確認できる書類（別表1）

② 第3号被保険者のマイナンバーを確認できる書類（別表2）

(3) 届書に第3号被保険者の基礎年金番号を記入した場合（書類を組合員が提出する場合も第3号被保険者自身が提出する場合も同様）

第3号被保険者の基礎年金番号を確認できる書類（年金手帳の写し、基礎年金番号通知書の写し等）

別表1 身元（実存）を確認できる書類

①または②の書類のうち、いずれか1つ (添付する際には写しを添付してください。)	
①	個人番号カード
②	運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
上記①及び②を提出できない場合には、③の書類のうち、いずれか2つ（添付する際には写しを添付してください。)	
③	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

別表2 マイナンバーを確認できる書類

次の書類のうち、いずれか1つ (添付する際には写しを添付してください。)	
個人番号カード、通知カード(注)、個人番号が記載された住民票・住民票記載事項証明書	

(注) 通知カードに記載されている氏名や住所等が住民票に記載されている事項と一致していない場合は使用できません。

※別表1及び別表2の書類は、共済組合で内容を確認後、勤務先の共済事務担当課を通して返却いたします。

5 各届書を記入する際の注意点

氏名、住所は住民票と同じ内容を記入してください（通称名を記入するときも同様）。

なお、海外特例を届出する場合、第3号被保険者の海外住所は備考欄に記入し、住所欄には国内協力者（親族及び事業主）について記入してください。国内協力者あてに日本年金機構からの通知が送付されます。

6 届出の省略

左記の届出は、日本年金機構において第3号被保険者（組合員の配偶者）のマイナンバーと基礎年金番号の紐付けが完了している場合は、住民票の異動情報により処理が行われるため、不要となります。

マイナンバーと基礎年金番号の紐付けが完了しているかどうか（届出が不要かどうか）は、第3号被保険者本人が年金事務所へ確認してください。

(1) 第3号被保険者が死亡したときの資格喪失の届出

第3号被保険者の氏名変更の届出（氏名、生年月日の訂正の届出を含みます）

※性別の訂正については、省略できません。

(3) 第3号被保険者が住所を変更したときの届出

※住民票と別の住所を送付先として登録している場合は、省略できません。

※海外特例に関わる届出は、省略できません。

7 マイナンバーが変更となった場合の届出

第3号被保険者（組合員の配偶者）のマイナンバーが変更となった場合は、第3号被保険者自身が年金事務所へ届出を行うとともに、組合員から勤務先の共済事務担当課を通して共済組合へ届出を行ってください。

国民年金第3号被保険者の
特例届出が行われています

過去（昭和61年4月以降）に第3号被保険者の届出もれ等により未加入扱いや未納扱いとなっていた方は、特例の届出によって保険料納付済期間にすることがある場合があります。

配偶者の方の年金加入期間について今一度状況を確認し、未加入等となっている場合には、所要の手続きをされることをお勧めします。

なお、第3号被保険者の特例届出に関することは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

扶養事実確認調査を行います

組合員被扶養者証の検認

『共済だより』4月号でお知らせしました令和5年度扶養事実確認調査(検認)を次のとおり行いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査(検認)を受けていない「組合員被扶養者証」については法令により無効となりますので、調査(検認)を速やかに済ませられますようお願いいたします。



調査対象者

- ① 調査基準日現在、20歳以上74歳以下の偶数年齢の被扶養者
 - ② 当組合にて「別居」として登録している者で、調査基準日現在20歳以上74歳以下の被扶養者
 - (1) ②共に認定日が令和5年1月1日〜令和5年6月30日までの者を除く
 - ※ 調査基準日 令和5年7月1日
- ※ 令和4年10月1日付けで当組合の短期組合員の資格を取得された方の被扶養者で、「臨時調査」短期組合員の扶養事実確認調査の対象となつた方は令和5年度の扶養事実確認調査の対象外となります。

調査方法

対象者のいる組合員に所属所を經由して「被扶養者資格調査票」を配付します。

(調査基準日以降に「被扶養者資格調査票」を作成しますので、配付は7月下旬以降の見込みとなります。)

「被扶養者資格調査票」に調査添付書類を添えて、共済事務担当課が指定した提出期限までに、共済事務担当課へ提出してください。

調査添付書類

- (1) 必須書類

調査対象者の令和5年度(令和4年分) 所得証明書または非課税証明書

(※) 令和4年1月以降引き続き無収入で、扶養手当が支給されており、かつ、「被扶養者資格調査票」に給与事務担当者が扶養手当の支給について証明される場合に限り所得証明書(または非課税証明書)は添付不要です。
- (2) 令和4年1月以降の期間に収入がある場合

調査対象者の所得を証する書類

別表1《収入確認書類の例》を参照してください。

収入があつたが、無くなった(退職等)場合も収入の種類に応じて添付してください。

(※) 医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入等は、原則として調査における収入に含まれませんので、当該収入等が所得証明書や収入確認書類の収入額(給与等)に含まれている場合は、内訳の確認のために書類を添付してください。別表2を参照してください。
- (3) 組合員と別居している場合

仕送り確認書類(銀行の振込受領書(写)、ATM利用明細書(写)、通帳(写)等)(状況によりその他の書類も求める場合があります)。

別表1 《収入確認書類の例》

給与収入	・就業(雇用)証明及び給与等支払証明書 令和5年4月・5月・6月の給与等についてお勤め先から証明を受けてください。 なお、令和5年4月・5月・6月の給与明細書(写)でも可としますが、状況に応じて就業(雇用)証明及び給与等支払証明書の添付を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。
給与収入が無くなった(退職)	・退職日が記載された源泉徴収票(写) ・退職証明書
事業収入・農業収入・不動産収入	・令和4年分確定申告時の書類一式(写)
事業・農業・不動産収入が無くなった(廃業)	・税務署へ提出した個人事業の開業・廃業等届出書(写)
利子収入	・令和4年分確定申告時の書類一式(写) ・支払通知(写)
配当収入 株取引による収入	・令和4年分確定申告時の書類一式(写) ・特定口座年間取引報告書(写)
先物取引による収入	・令和4年分確定申告時の書類一式(写)
国民年金 厚生年金 企業年金	・令和5年4月分の年金支給額を確認できる改定通知書(写) ・令和5年6月の振込み額を確認できる振込通知書(写) ・令和5年5月分以降の年金額に改定があった場合には、直近の改定通知書(写)も併せて添付してください。
公的年金等以外の雑収入(例:生命保険会社の個人年金)	・令和4年分確定申告時の書類一式(写)
労災保険給付	・事業主等から発行された支給内容を確認できる書類(写)
雇用保険給付	・雇用保険受給資格者証(写) その他、給付内容を確認できる通知書等(写)
医療保険継続給付	・医療保険者・事業主等から発行された支給内容を確認できる書類(写)
その他収入	・収入の実情に応じて、収入金額を確認できる書類(個々に対応)

「令和4年分確定申告時の書類一式」について、確定申告を行っておらず、住民税の申告のみを行っている場合には令和5年度分住民税の申告時の書類一式(収支内訳がわかる部分を含む)の写しを添付してください。 ※状況に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

※状況に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

別表2 《内訳の確認書類》

医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入（※）	「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」 事業主等から証明を受けてください。
新型コロナウイルス感染症に伴う支援としての各種給付金	各種手当や給付金の送金通知書等（写） （休業手当、及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金については一部収入に含まれますので確認が必要となります）
新型コロナウイルス感染症への対応を理由とした一時的な収入増加	下記①または②のいずれかを確認できるように事業主等から証明を受けた「就業（雇用）証明及び給与等支払証明書」（「被扶養者資格調査票」の配付に同封する書式を利用できます）その他、同様の内容について事業主等から交付を受けた支給明細書等（写） ①収入増加（一時金、特別手当等を含む）の原因が新型コロナウイルス感染症への対応によるものであること及び増加額 ②新型コロナウイルス感染症への対応において、恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、結果的に収入が増加したものであること及びその増加額

◎状況に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

※医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に関する特例は、令和6年3月末までに限り延長することとされました。

別表3 《日本国内に住所（住民票）を有しない場合の必要書類》

例外該当事由	添付書類の例
①外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤その他の場合で、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

※外国語で作成された書類には、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳を添付してください。

(4) 日本国内に住所（住民票）を有しない者

日本国内に生活の基礎があると確認するための書類
別表3 《日本国内に住所（住民票）を有しない

- ・ 仕送り回数は原則として毎月（最低限、年4回以上）、仕送り額は別居している被扶養者全員の収入の2分の1以上（最低限、年額60万円以上）であることが必要です。
- ・ 金融機関を介しての仕送りの場合は、金融機関の振込受領書の写し、またはATM利用明細書の写し等、振込人（組合員）及び受取人（被扶養者）の名義並びに金額、送金日が確認できる書類の写し（直近の連続した3カ月分）
- ・ 被扶養者の口座へ直接入金している場合は、被扶養者の通帳の写し等（直近の連続した3カ月分）
- ・ 学生の場合で、学費や家賃を組合員が直接学校等に送金しているときは、その送金状況が確認できる書類の写し
- ・ その他仕送り（援助）を行っていることが確認できる書類があるときはその写し

調査（検認）結果の通知

「被扶養者資格調査票」は順次審査を行い、継続認定者については「被扶養者資格調査票」に「検認済」を表記し、組合員へ添付書類とともに返却します。
取消該当者については、「被扶養者資格調査票」を添付書類とともに返却しますので、別途被扶養者の取消申告手続きをお願いします。
なお、取消申告の際に「組合員被扶養者証」を必ずご返納ください。

場合の必要書類》を参照してください（状況によりその他の書類も求める場合があります）。

調査添付書類は、調査時点（令和5年7月1日時点）で直近のものを添付してください（被扶養者資格調査票）にも、添付書類等について記載しております。

「標準期末手当等の額」の決定と
標準期末手当等決定通知書の送付について

期末手当・勤勉手当等が支給されたときは、「標準期末手当等の額」が決定されます。
「標準期末手当等の額」とは、原則として、同月内に支給された期末手当・勤勉手当等の合算額の千円未満を切り捨てた額であり、期末手当・勤勉手当等の分の掛金・保険料の算定や、将来の年金額の算定に用いられます。
「標準期末手当等の額」を決定したときは、標準期末手当等決定通知書を勤務先の共済事務担当課を経由して送付させていただきます（原則として、期末手当・勤勉手当等の支給月の翌月の送付となります）。
通知書は、「標準期末手当等の額」を通知するものですので、組合員の皆さまにいただくお手続きはございません。



アルバイト や パート等 でお勤めの被扶養者の皆さま、ご注意ください!!

～収入が年額130万円未満でも取消該当になることがあります～

被扶養者がアルバイトやパート等でお勤めされ給与収入がある場合、年額ではなく月額で判断するほうが実情に即しているため、給与月額の扶養限度額（108,334円）を設定しています。



- 給与の他に収入がある場合は、他の収入を月割りした額を加えた額。
- 障害年金に該当する程度の障害がある者、または60歳以上である者は、年金などその他の収入を月割りした額を加えて150,000円となります。
- 課税・非課税を問わず、収入に含めます。通勤手当等諸手当を含みます。
- 賞与は支払対象期間に案分します（支払対象期間の定めがないときは案分せず支給月の給与に加算）。
- 給与の処遇改善・給与改定等による給与の差額支給が行われたときは、支給月の給与に加算します（案分はしません）。

給与月額が108,334円以上となる月から3カ月の平均が108,334円以上となった場合には、最初の月（※）にさかのぼり、

取消該当 となりますのでご注意ください。

※当該月の初日からではなく、当該月の給与の支払対象期間の初日から取消該当となります。

参考事例 年間収入が130万円未満でも取消該当となるケース

取消該当

◎3・4・5月の平均額110,000円

※ 当該事例の場合は、扶養限度額（108,334円）以上となった3カ月の1年間の収入が130万円以上とされない場合でも、3カ月平均で扶養限度額（108,334円）以上となるため、3月の給与の支払対象期間の初日から取消該当となります。

→ 例えば、3月に支給される給料の支払対象期間が2月11日～3月10日である場合は、2月11日が取消該当日となります。

支給月	給料月額	賞与額	賞与案分後月額計	扶養限度額以上・未滿
1月	80,000円		90,000円	扶養限度額未滿
2月	85,000円		95,000円	扶養限度額未滿
3月	100,000円		110,000円	扶養限度額以上◎
4月	95,000円		105,000円	扶養限度額未滿
5月	105,000円		115,000円	扶養限度額以上◎
6月	90,000円	60,000円	100,000円	扶養限度額未滿
7月	85,000円		95,000円	扶養限度額未滿
8月	90,000円		100,000円	扶養限度額未滿
9月	90,000円		100,000円	扶養限度額未滿
10月	85,000円		95,000円	扶養限度額未滿
11月	90,000円		100,000円	扶養限度額未滿
12月	90,000円	60,000円	100,000円	扶養限度額未滿
1月から12月までの合計額			1,205,000円	

◎取消該当となった場合には、勤務先の共済事務担当課を通じ（任意継続組合員は直接共済組合へ）、すみやかに取消申告を行ってください。

◎今後、扶養限度額以上で就業する見込みの場合も、早めの取消申告をお願いします。なお、就業初月が扶養限度額未滿であっても、就業初月が支払対象期間の初日からの就業でなく、就業翌月の給与月額とそこからの3カ月の平均額が扶養限度額以上である場合、就業日から取消該当となりますのでご注意ください。

◎勤務先で健康保険等に加入し、被保険者証（保険証）が交付されたときは、扶養限度額未滿でも被扶養者の取消申告を行ってください（※）。

◎新たに扶養認定申告を行うときは、扶養の事実が生じた日以降の収入について、3カ月平均が扶養限度額未滿であることが必要です。詳細については、保健課資格係までお問い合わせください。

※ 令和4年10月から「短時間労働者に対する、厚生年金及び健康保険の適用拡大（特定適用事業所の案件及び短時間労働者の適用要件の見直し）」が実施されています。

従来どおり被扶養者の扶養限度額未滿の収入で勤務されている方であっても、適用拡大の対象となっている場合は、健康保険等に加入されて取消該当となりますのでご注意ください。

勤務先で健康保険等に加入し、被保険者証（保険証）が交付されたときは、必ず、被扶養者の取消申告を行ってください。

お問い合わせ先 保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116



子や父母（祖父母）を



被扶養者とする場合の注意点について

被扶養者の対象範囲は日本国内に住所のある3親等内の親族で主として組合員の収入により生計を維持している者であり、被扶養者認定の取扱いにおいては一定の基準を設けて処理を行うこととしております。

① 子の認定の取扱い（夫婦共同扶養の場合）

- 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、組合員に扶養手当が支給されている場合には、組合員を主として生計を維持する者とし、子を被扶養者とします。
- 前記以外の子で満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についても、組合員に扶養手当が支給されている場合には、組合員を主として生計を維持する者と判断しますが、その子の収入やその子に他の扶養義務者（配偶者等）がいるかの確認を行った後に、認定の可否を判断します。
- その他の子については、年間収入の多い者を主として生計を維持する者とし、その者の被扶養者とするを原則とします。

また、年間収入が同程度（収入差が1割以内）の場合は、申告により主として生計を維持する者とし、申告者の被扶養者とします。

なお、認定の可否については、その子の収入やその子に他の扶養義務者（配偶者等）がいるかの確認を行った後に、判断します。

② 組合員の配偶者以外の認定時に、認定対象者自身に配偶者が存在する場合の取扱い

例：父母・祖父母の認定時

認定対象者ご夫婦について、双方またはいずれか一方を被扶養者として認定する場合

- 夫婦の扶助義務の観点から、夫婦の年間収入を合算して判断することとします。
合算額の収入要件の判断基準は下記の「父母の認定時における収入判断一覧表」です。
- 祖父母については、父母が経済的援助を行っている場合があるため、父母の年間収入や扶養能力、組合員が扶養しなければならない経緯・理由等を勘案し判断します。

③ 義父母の認定の取扱い

義父母の認定については、実子に収入がある場合には、組合員の収入が多い場合であっても、まず実子において扶養すべきものとして、慎重に審査することとします。

● 父母の認定時における収入判断一覧表 ●

区 分	父母の一方 A	Aの配偶者 B	①+②	○印は収入要件を満たす。 ×印は収入要件を満たさない。	
	年間収入額①	年間収入額②		A	B
父母ともに 60歳未満（障害年金該当者を除く） 【130万円の者】 + 【130万円の者】	130万円未満	130万円未満	260万円未満	○	○
	130万円以上	130万円未満	260万円未満	×	○
	130万円以上	130万円未満	260万円以上	×	×
	130万円以上	130万円以上	260万円以上	×	×
父母のいずれかが 60歳未満の障害年金該当者または60歳以上 【130万円の者】 + 【180万円の者】	130万円未満	180万円未満	310万円未満	○	○
	130万円以上	180万円未満	310万円未満	×	○
	130万円以上	180万円未満	310万円以上	×	×
	130万円以上	180万円以上	310万円以上	×	×
父母のいずれかが 60歳未満の障害年金該当者または60歳以上 【180万円の者】 + 【130万円の者】	180万円未満	130万円未満	310万円未満	○	○
	180万円以上	130万円未満	310万円未満	×	○
	180万円以上	130万円未満	310万円以上	×	×
	180万円以上	130万円以上	310万円以上	×	×
父母ともに 60歳未満の障害年金該当者または60歳以上 【180万円の者】 + 【180万円の者】	180万円未満	180万円未満	360万円未満	○	○
	180万円以上	180万円未満	360万円未満	×	○
	180万円以上	180万円未満	360万円以上	×	×
	180万円以上	180万円以上	360万円以上	×	×

◎今回掲載の注意点が判断基準のすべてではありませんのでご注意ください。（他の判断基準の例：別居時の仕送り内容・国内居住要件等）

◎認定日の取扱い

扶養要件を備えた日から30日以内に「被扶養者申告書」及び必要書類を勤務先の共済事務担当課へ（任意継続組合員は直接共済組合へ）提出してください。この場合は、要件を備えた日が認定日となります。

ただし、30日を越えて提出された場合は、勤務先の共済事務担当課での受付日（任意継続組合員は共済組合での受付日）が認定日となります。※遡っての認定はできませんので、被扶養者の要件を備えたらすみやかに手続きをしてください。

お問い合わせ先

保健課資格係(直通) TEL 043(248)1116



メンタルヘルス教室



～ワークエンゲイジメント編～

募集案内

テーマを変えて6月・9月・12月の3回、オンラインにて開催するメンタルヘルス教室の第2回目となります。

第2回目の9月の教室では、ワークエンゲイジメントに関する知識や、意欲をアップする簡単エクササイズについて学ぶことができます。

ご家族の皆さまに役立つ内容となっておりますので、ぜひご参加ください。



基本講座

働きがいを高める

ワークエンゲイジメント (30分程度)

1 最新メンタルヘルス情報!

- ・時代は“労働”から“朗働”へ
- ・“働きがい”とメンタルヘルスの関係

2 ワークエンゲイジメントの高め方

- ・今!注目される“ワークエンゲイジメント”とは
- ・折れない心をつくる3つのポイント
- ・アンガーマネジメントと6秒ルールの関係
- ・スポーツ選手が注目する“衝動調性力”
- ・自己効力感の高め方

3 まとめ

- ・雨の日もワクワクする認知行動療法

演習

意欲をアップする簡単エクササイズ (30分程度)

1 筋力刺激が“やる気”を高める

…簡単エクササイズ

2 疲労回復セルフマッサージ

●開催日時

令和5年9月9日(土) 10:00~11:15

※進行状況により、時間が前後することや内容が変更になることがあります。

※後日、YouTubeにて録画した講座の配信もありますので、開催日時に見ることができない方も申し込みいただければ、録画配信を視聴いただけます。

※Zoomウェビナーを使用して配信します。カメラとマイクは使用しません。

●募集人数 300名

※申込者多数の場合は抽選とし、結果については後日、申込者全員にメールで通知します。

●申込資格

組合員及びその家族（同居、別居を問いません）

●参加に必要なもの (2点)

- ・安定したネット環境
※Wi-Fi環境でない場合、通信速度の制限により通信ができなくなる可能性もあるため、Wi-Fi環境を推奨します。
- ・PC/スマートフォン/タブレット等のデバイス

●受講料 無料

●申込方法

下記URLもしくは二次元コードから申込フォームへアクセスしていただき、必要事項をご入力ください。

【URL】

<https://forms.office.com/r/8xv3JsYBja>

【二次元コード】



〈フォームへ入力していただく必要事項〉

- ①組合員証記号 ②組合員証番号 ③組合員氏名
④受講者氏名 ⑤電話番号 ⑥PCメールアドレス
(携帯アドレスはメールが届かない場合があるため、PCアドレスをお願いします。)

※個人情報の利用目的 申込フォームに入力された個人情報は、メンタルヘルス教室における以下の目的に使用します。

- 1.お申し込み確認と参加者名簿を作成するため 2.受講決定を通知するため 3.その他、講座を円滑に運営するため

●申込締切日 令和5年8月18日(金)

●その他

受講者を決定後、受講のご案内を申込フォームへ入力いただいたメールアドレスに送信します。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

3日
で学ぶ

介護講座 募集案内

日本は、世界でも例のないスピードで高齢化が進んでいます。急激な高齢化が進む中、「介護」は誰もが直面する重要な問題となってきました。

いざというときに備えて、介護の知識や技術をあらかじめ習得しておくことが大切です。共済組合では、在宅介護の一助となるよう、3日間で学ぶ「介護講座」を開講します。現在介護をされている方はもちろん、今後の介護に備えたい方など、貴重なこの機会に、ぜひご家族の皆さまと一緒にご参加ください。



●開催日時

令和5年8月5日(土)・8月19日(土)・9月2日(土)

●会場

オークラ千葉ホテル [JR千葉みなと駅より徒歩5分]
時間：午前10時から午後3時30分（8月5日のみ
午後3時）まで

●内容

●1日目

「突然の介護に備える介護準備経済学」

～いざというときに後悔しない～

講義を中心とした講座を行います。

昨年の受講者の方々からご好評いただいた横井孝治先生が、1日をかけて講義を行います。

●2日目

「介護が必要になったときに、知っておきたい知識と技術」

午前は講義、午後は体験実技を伴った講座を行います。

●3日目

「メリハリのある生活が寝たきりをつくらない」

～朝起きてから寝るまでの介護技術～

体験実技を中心とした講座を行います。

●申込資格

*組合員及びその家族（16歳以上）

*3日ともすべて出席できる方（参加できない場合は当組合へご相談ください）

*昨年も含めて、過去に受講したことのない方

●募集人数 30名（申込者多数の場合は、抽選とします）

●受講料 無料（昼食は共済組合でご用意します。）

●申込方法

6月以降に共済組合ホームページの申込専用ページ「各種申込フォーム」から介護講座の申込フォームへアクセスしていただき、必要事項をご入力ください。

フォームへ入力していただく必要事項

- | | |
|---------|------------|
| ①組合員証記号 | ②組合員証番号 |
| ③組合員氏名 | ④受講者氏名 |
| ⑤電話番号 | ⑥PCメールアドレス |
| | ⑦住所 |



※個人情報の利用目的 申込フォームに入力された個人情報は、介護講座における以下の目的に使用します。

- 1.お申し込み確認と参加者名簿を作成するため
- 2.受講決定を通知するため
- 3.その他、講座を円滑に運営するため

●申込締切日 令和5年7月7日（金）

●その他

- 受講者決定後、「受講の案内」を申込フォームに入力いただいたメールアドレスに送信いたします。
- 当日、会場にて地域福祉サービス情報をお配りしていますが、例えば介護を必要としている方が別居している場合など、受講者の住居以外の地域福祉サービス情報をご希望の方は、希望する市区町村（1カ所）をご記入ください。

●昨年の受講者の声

- 先生のご経験されたお話、熱意あふれる2時間！感謝、感激。（1日目の感想）
- 見たり聞いたりしただけでは不十分で、実際に行ってみないと理解が深まらないものだと思います。（2日目の感想）
- 3日間コースのためハードルが高く感じられ受講できずにいましたが、参加してみるとそんなこともなく、受講してよかったです。（3日目の感想）

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

「特定健康診査受診券」を6月下旬に発行します！

ご自身、ご家族の健康管理のため、ぜひ受診してください。

特定健康診査・特定保健指導の実施方法については、『共済だより』4月号でご案内いたしましたが、「特定健康診査受診券」を6月下旬に発行いたしますので、該当される方は次の点にご注意いただき、速やかに受診くださるようお願いいたします。

自覚症状が出にくい生活習慣病は、気付かないうちにどんどん悪化し、症状が出たときにはすでに重症ということも少なくありません。ご自身の健康チェック・生活習慣病の早期発見のために、1年に1回の特定健康診査を必ず受診しましょう。



受診にあたっての注意事項

●「特定健康診査受診券」の交付

被扶養者の方の受診券は、所属所経由で組合員を通して配付いたしますので、所属所担当課から「受診券」を受け取られた組合員の方は、該当者に「受診券」をお渡しくださるようお願いいたします。

任意継続組合員及びその被扶養者の方は、直接自宅に送付いたします。

●受診方法

「受診券」に同封いたしました「健診機関一覧」に掲載の医療機関、または「集団方式による健診」で受診してください。

なお、受診の際は、予約が必要な場合は事前に電話にて予約のうえ、必ず「受診券」と「被扶養者証」または、「任意継続組合員証」、「任意継続組合員被扶養者証」を提示してください。

「受診券」による特定健康診査は、無料で受けることができます。

※人間ドックを受ける場合は、特定健康診査受診券は使用できません。「人間ドック利用承認申請書」提出時に受診券を返還してください。

※特定健診当日に保健指導を実施することが可能ですので、ぜひご受診ください！

※実施医療機関の事情により、集団方式による健診は、実施日の変更が生じる場合がございます。実施医療機関に確認のうえ、受診するようお願いいたします。

歯科口腔健康診査の実施について

当組合では、組合員を対象として、歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療を図ることを目的に、歯科口腔健康診査を実施しています。

初期の歯科疾患は自覚症状が乏しく放置されがちですが、気付いたときには歯を失う原因になるほど進行してしまうことがあります。

歯と口腔の健康は、食事や会話を楽しみ、快適で豊かな人生を送るために欠かせないものです。また、歯科疾患の予防は、「生活習慣病」や「がん」のリスクを減らすことにもつながります。

対象の方は、この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診してください。

●対象者

- ・年度内に25歳以上で10歳刻みの年齢（25、35、45、55歳…）に達する組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く）

●受診方法

所属所を経由して、6月下旬頃に該当組合員へ「歯科口腔健康診査受診券」を配付します。

同封する「協力歯科医院一覧表」に掲載されている歯科医療機関に電話等により予約のうえ、「歯科口腔健康診査受診券」、「歯科口腔健康診査票」に必要事項を記入し、「組合員証（保険証）」を提示して受診してください。

また、「歯科口腔健康診査受診券」による歯科口腔

健康診査は、無料で受けられます。

「歯科リスク自己判定セット（チェックガム・チェックシート）」を同封しますので、お口の状態のセルフチェックにお役立てください。

●有効期限

令和6年2月29日まで

●検査内容

現在の歯（健全歯、未処置歯及び処置歯）の状況、喪失歯の状況、歯周組織の状況、口腔粘膜の状況及び口腔清掃状況を検査し、必要に応じて保健指導を実施します。



ゴルフ大会開催のお知らせ!

共済組合では、組合員の皆さまのスポーツを通じた健康づくりと余暇の活用を目的とし、ゴルフ大会を開催します。

今回は、2回目の大会について下記のとおり募集します。今大会も、上位入賞者に直営施設のペア宿泊券や施設割引券など賞品を用意しておりますので、奮ってご応募ください。



1 参加資格

組合員及びその被扶養者（15歳以上（中学生を除く））とします（男女を問いません）。

2 開催内容

(1) 開催日及び開催場所

令和5年8月30日（水）
浜野ゴルフクラブ 午前8時21分スタート～
千葉県市原市永吉937 TEL 0436(52)3111

(2) 募集人数

120名（30組）

(3) 大会の内容

- ア スタート表については、当組合が作成します。
- イ プレー後、表彰式等はいりません。成績表は後日代表者宛てに参加人数分送付いたします。また、賞品についても成績表と合わせて代表者に送付いたします。
- ウ ゴルフ大会は、現地集合・現地解散となります。
- エ 当日は、天候等の状況により開催を中止する場合がありますので、予めご了承ください。
- オ 代理参加は認めません。都合により参加できない場合は、速やかに当組合までご連絡ください。

3 募集期間及び申込方法

【往復はがき申込】

申し込みの場合には、必要記入事項をご記入（下記参照）のうえ、令和5年6月30日（金）（必着）で、共済組合福祉課厚生係へお送りください。

【オンライン申込】

6月以降に共済組合のホームページに掲載されるゴルフ大会の申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。申込期限は、令和5年6月30日23時59分です。



また、1回の申込は4名さままでのご応募とさせていただきます。

なお、往復はがきとオンライン両方でのお応募や同じ参加者のグループで、代表者を入れ替えての複数応募は、ご遠慮ください。

〈宛先〉〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉県市町村職員共済組合 福祉課 厚生係
TEL 043(248)1114

* 申込多数の場合は抽選とし、結果については、後日代表者に通知します。

なお、1人でも多くの方にご参加いただき、直前でキャンセルされる方を減らすため、当選されたら参加が確実な方のご応募をお待ちしています。

また、抽選結果に関する照会をご遠慮ください。

4 参加者負担金

1名様 現金 7,000円

* 負担金には、1Rキャディ付プレー、昼食代（ランチ及び1ドリンク付き）、プレー終了後飲み物代（1ドリンク分）、練習ボール（1コイン）、ゴルフ場利用税、消費税が含まれています（売店利用代、追加料理等については、各自精算となります）。

5 上位者賞品

- 1位…………… 直営施設（那須の森ヴィレッジ・黒潮荘）ペア宿泊券
- 2位、3位…… 直営施設利用券 5,000円
- 4位、5位…… 直営施設利用券 3,000円
- 6位～8位…… オークラ千葉ホテル10F スパ・スカイビュー無料招待券2枚

お申し込み往復はがき記入例

〈必要記入事項〉

※下記項目は、すべてご記入ください。

- ①代表者保険証記号番号・氏名・年齢（プレー日現在）・生年月日・ゴルフ歴・平均スコア（1R）
 - ②代表者以外の参加者全員の保険証記号番号・氏名・年齢（プレー日現在）・生年月日・ゴルフ歴・平均スコア（1R）
 - ③代表者の郵便番号・自宅住所・電話番号（携帯電話番号）
 - ④代表者の所属所名・所属課名・勤務先電話番号・内線
- ※任意継続組合員の方は、『任意継続組合員』と記入してください。

▼往信面(オモテ)

〒260-8502
63 往信
千葉県市町村職員共済組合
福祉課 厚生係 行

返信面(ウラ)▼

何も記入しない
ください

▼返信面(オモテ)

63 返信
お申し込みの方（代表者）の
ご自宅の郵便番号・ご住所・
氏名をご記入ください！

往信面(ウラ)▼

(記入例)
ゴルフ大会参加希望
①333-910
共済 太郎 ○○才
S56年6月5日生
ゴルフ歴3年 平均100
②333-910
共済 花子 ○○才
S56年5月4日生
ゴルフ歴3年 平均105
③〒296-0004
鴨川市貝渚2565
043-248-1110
(090-□□□□-△△△△)
④□□市○○課
043-248-1114 内線123

【個人情報の利用目的】

お申し込み往復はがきでいただいた個人情報は、ゴルフ大会運営における以下の目的に利用し、その他の目的には一切利用いたしません。
1. 申し込み確認と参加者名簿を作成するため 2. ゴルフ場への利用登録のため
3. その他、ゴルフ大会を円滑に運営するため

令和5年度 契約施設のお知らせ

特約店情報変更のお知らせ

●特約店の追加がありました

特約店名 (特約店No.)	本社住所	電話番号
アオキオートサービス (094)	柏市逆井1248-1	TEL 04(7173)4141

●営業所の追加がありました

特約店名 (特約店No.)	営業所名 (営業所No.)	営業所住所	電話番号
千葉スバル (047)	コースポット柏の葉 (034)	柏市若柴91-16	TEL 04(7199)7007
アオキオートサービス (094)	アオキオートサービス (001)	柏市逆井1248-1	TEL 04(7173)4141
アオキオートサービス (094)	スズキアリーナ柏逆井 (002)	柏市逆井1248-1	TEL 04(7171)4141

●営業所名等の変更がありました

特約店名 (特約店No.)	営業所名 (営業所No.)	営業所住所	電話番号
ファミリー (066)	新 アウティ松戸 (007)	松戸市小根本196-1	TEL 047(362)1106
	旧 アウティ柏 (007)	流山市向小金1-274-7	TEL 04(7147)8850

●営業所住所・電話番号等の変更がありました

特約店名 (特約店No.)	営業所名 (営業所No.)	営業所住所	電話番号
千葉トヨペット (001)	ZAP店 (046)	新 浦安市北栄4-20-22	TEL 047(380)3111
		旧 浦安市猫実2-33-21	
ネットトヨタ千葉 (005)	野田店 (012)	新 野田市山崎1594-45	TEL 04(7124)7741
		旧 野田市堤根42-4	
ネットトヨタ千葉 (005)	八千代店 (021)	新 八千代市大和田新田467-20	TEL 047(450)1866
		旧 八千代市吉橋1114-1	

特約店営業所の廃止のお知らせ

●営業所の廃止がありました

特約店名 (特約店No.)	営業所名 (営業所No.)	営業所住所	電話番号
トヨタカローラ千葉 (002)	稲毛店 (005)	千葉市美浜区稲毛海岸4-2-7	TEL 043(245)0933
千葉日産 (007)	カーバレス茂原店 (040)	茂原市小林2901-2	TEL 0475(20)2082
千葉日産 (007)	カーセブン稲毛海岸店 (074)	千葉市美浜区稲毛海岸2-2-30	TEL 043(379)6547

契約施設のお知らせ

◆契約施設の契約料金改定のお知らせ

施設名	現在 契約料金	改定後 契約料金	改定 年月日	【共済だより】4月号 別冊一覧掲載ページ
那須サファリ パーク	大人 2,800円	大人 2,900円	令和5年 4月1日	P38

◆リフレッシュ施設の営業終了のお知らせ

施設名	営業終了日	【共済だより】4月号 別冊一覧掲載ページ
ロイヤルウイング 横浜港	令和5年4月30日(日)	P43

◆リフレッシュ施設の新サービスのお知らせ

下記の施設については、現在契約している「ワンテイスリップ」サービスが終了し、新たに「おでかけ優待プラン」サービスが開始されることとなりましたのでお知らせします。令和5年5月31日(水)までにご予約いただいたワンテイスリップのご予約の変更・取消し・支払い・最終のご出発日は令和5年8月31日(木)までとなりますのでご注意ください。

施設名	新規開始サービス名	ご予約受付開始	ご利用ページURL	認証コード	【共済だより】4月号 別冊一覧掲載ページ
ニッポンレンタカー	おでかけ優待プラン (旧：ワンテイスリップ)	2023年6月1日(木)から (同日よりご出発可能)	https://www.nipponrentacar.co.jp/spof/	CBCK23L4V2MY	P42

※「おでかけ優待プラン」サービスの詳しい内容については、ニッポンレンタカーホームページ（ご利用ページURL）にてご確認ください。

契約医療機関からのお知らせ

◆人間ドック契約内容変更・訂正のお知らせ

●東京地区

検査医療機関名	変更前	変更後	変更年月日	一覧掲載ページ
ミラザ新宿 つるかめ クリニック	大腸内視鏡検査 なし	大腸内視鏡検査 27,500円	令和5年 4月1日	P15
	大腸CT 27,500円	大腸CT なし		

●京葉地区

検査医療機関名	変更前	変更後	変更年月日	一覧掲載ページ
東京ベイサイド クリニック	子宮頸部 子宮エコー 乳エコー 乳マンモ 契約あり	婦人科検診 契約なし	令和5年 4月1日	P5

【お詫びと訂正】『共済だより』（令和5年4月号）と併せて発行いたしましたクリーム色の冊子「令和5年度人間ドック検査医療機関契約宿泊施設・遊園施設 リフレッシュ契約施設 一覧」に掲載しております右記施設につきまして、令和5年3月31日をもって閉館いたしましたので、お詫びして訂正いたします。

●他の共済組合等協定施設

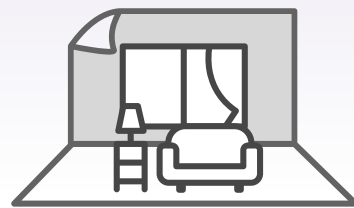
施設名	閉館日	【共済だより】4月号 別冊一覧掲載ページ
紫雲荘（岐阜県下呂市）	令和5年3月31日（金）	P32

共済ローン(貸付事業、物資事業)を

ご利用ください



共済組合は組合員の皆さまの生活の安定を目的とし、資金の貸付け(貸付事業)及び立替払い(物資事業)を低利率にて行っておりますのでご利用ください。



貸付事業について

組合員に資金の貸付けを行う事業です。

事前に締切日や詳細等をご確認の上、お勤め先の共済事務担当課を通して当組合へ申し込みくださるようお願いいたします。

※原則月末締切(申込書等共済組合着)、翌月28日送金となり、貸付金送金日以前に支払期限が到来しているまたは支払済みの費用については貸付対象とはなりませんので、ご注意ください。

- **普通貸付**…営利を目的としない有形財産の購入等(基本給の6倍、最大200万円まで)
- **住宅貸付**…組合員が自己の用に供するための住宅建築や購入、リフォーム資金として(基本給及び勤続年数に応じて最大1,800万円まで)
- **入学貸付**…組合員、その被扶養者または被扶養者でない子の入学(基本給の6倍、最大200万円まで)
- **修学貸付**…組合員、その被扶養者または被扶養者でない子の修学(1年度につき最大180万円まで)
- **結婚貸付**…組合員、その被扶養者または被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹の結婚式費用(基本給の6倍、最大200万円まで)
- **葬祭貸付**…組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬儀費用(基本給の6倍、最大200万円まで)

その他、在宅介護対応住宅貸付、災害家財貸付、災害住宅貸付、災害再貸付、医療貸付、高額医療貸付、出産貸付があります。詳細については下記までお問い合わせください。

物資事業について

当組合が契約している特約店(当組合ホームページにてご確認ください)にて自動車を購入する際、当組合が立替払いを行う事業です。



特約店にて見積書等取得の上、所属所にて物資購入票の発行を受け、ご利用ください。

利用額最大300万円(10万円以上1万円単位、償還期間最大10年)

※普通貸付と併用可、合算して最大500万円まで利用可能。

～共済ローンのメリット～

①低利率

普通貸付等年利1.26%、物資事業年利1.39%(令和5年4月1日現在)

民間カードローン等と比較し低利率な上、少額の借入でも利率は変わりません。

②手数料不要

共済組合の貸付事業は福祉事業の一環として行っていますので、貸付実行手数料、繰上返済手数料等についていたっておりません。※貸付事業において団体信用生命保険等に任意加入した場合、保険料は別途必要となります。

③担保不要

償還については給与控除にて毎月返還いただき、退職時に未償還金が残存している場合は退職金から控除し返済いただくこととなっているため、抵当権や連帯保証人の設定等は不要です。



- 新規貸付、既に借入れている貸付、物資事業及び他の金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合計が基本給の30%を超える場合、または償還年額が年収(基本給×16)の30%を超えるとき等、事業の利用ができない場合がありますので予めご了承ください。
- 会計年度任用職員等の任期の定めがある組合員の方については、利用に制限がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

健康管理講座 募集案内

日頃の忙しい生活の中で、つつい健康であることへの感謝を忘れがちではありませんか？

この講座では、人生を明るく・楽しく・豊かにお過ごしいただくための『健康』について、体験を交えながらお伝えします。

昨年、当講座を受講された皆さまから、講座の内容について大変役立ったとお答えいただきました！また、昨年ご好評いただいた長島寿恵先生が今年も講義をされます！ぜひご家族の皆さまとともに参加いただき、健康管理にお役立てください。



知ってなるほど！健康づくり ～目からウロコの健康づくり～

当講座では、『高精度体成分測定機器』『口腔内細菌カウンター』『推定野菜摂取量測定機器』『歩行年齢測定機器』を使用し、普段なかなか見ることのできない自分の体の状態を客観的に確認しながら講座の受講ができます。

◆開催日時・会場

7月22日(土) 10:00～14:30 (昼食は当組合でオークラ千葉ホテルのお弁当を用意します)
オークラ千葉ホテル [JR千葉みなと駅から徒歩5分]

◆内容

- 1 人生100年に備えるオーラルケアついて
- 2 若い今から取り組む人生100年時代の体づくり

●各種測定機器の紹介●

①高精度体成分測定機器

体内の水分量や筋肉量、脂肪量など様々な体成分を正確に分析します。メタボ状況、栄養摂取状態、筋肉や脂肪の部位別バランスまで詳細にわかります。

②口腔内細菌カウンター

舌に付着した細菌数から口腔内の衛生状況がわかります。測定時間は90秒です。

③推定野菜摂取量測定機器

抗酸化作用が強く、がんや生活習慣病予防に役立つとされる緑黄色野菜の摂取量を正確に測定します。また、LED（発光ダイオード）を搭載したセンサーに手の一部を当て、皮膚のカロテノイド量及び推定野菜摂取量を測定します。

④歩行年齢測定機器

テレビ等で取り上げられ、話題となった機器です。被験者の方に5メートル歩行していただき、姿勢、歪み、バランス、歩行スピードを解析し、30秒で体力年齢を提示します。

◆募集人数 30名（最低実施人数20名）

※申込者多数の場合は抽選とし、結果については後日申込者全員に通知します。

◆申込資格 組合員及びその家族（同居、別居を問いません）

◆受講料 無料

◆申込方法

6月以降に共済組合ホームページの申込専用ページ「各種申込フォーム」から健康管理講座の申込フォームへアクセスしていただき、必要事項をご入力ください。

*傷害保険に加入するため、参加される方1名ずつのお申し込みをお願いします。

フォームへ入力していただく必要事項

- ①組合員証記号
- ②組合員証番号
- ③組合員氏名
- ④受講者氏名
- ⑤電話番号
- ⑥PCメールアドレス
(携帯アドレスはメールが届かない場合があるため、PCアドレスをお願いします。)
- ⑦住所（保険に加入するために必要となります。)



※個人情報の利用目的 申込フォームに入力された個人情報は、健康管理講座における以下の目的に使用します。

- 1.お申し込み確認と参加者名簿を作成するため
- 2.受講決定を通知するため
- 3.その他、講座を円滑に運営するため

◆申込締切日 令和5年6月23日(金)

◆その他

受講者決定後、「受講の案内」を申込フォームに入力いただいたメールアドレスに送信いたします。

●昨年の受講者の声●

- 最新の測定器を用いて、自分の体の状況を知ることができてよかったです。
- 家庭の体脂肪計に比べて、各部分の結果を知ることができました。
- 普段体験できない機器で測定していただき、自分の体の中を知ることができてよかったです。
- 講義あり、実技、体験ありと楽しく参加できました。
- 先生のお話がよかったです。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

医療費への備え、できていますか？

共済組合では、高額になりがちな先進医療に関する費用も補償する「新・団体医療保険」を取り扱っています。保険料は、団体割引が適用されますので、個人で加入するよりも割安です。ぜひご検討ください。パンフレットの請求、詳細については、下記取扱代理店までご照会ください。



医療費ってこんなにかかるんです!!

病気で入院する人の平均入院日数は？

公務員の
入院1日当たりの平均自己負担額は
平均20,546円! (注)

公務員の
1入院当たりの平均入院日数は
平均13.9日!

1入院の自己負担費用は…
20,546円×13.9日→約29万円

(注) 金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値（高額療養費制度※を利用した人、利用しなかった人（高額療養費制度の適用外など）も含みます）。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「令和4年 生活保障に関する調査」

お問い合わせ先
取扱代理店

有限会社ちば共栄サービス TEL 043(248)1536

(受付時間：平日の午前9時から午後4時まで。月末金曜日は午後3時まで。)

年金制度の改善は年金者連盟から!!



年金制度の改善には多くの仲間の力が必要です。

退職後は年金者連盟へ加入ください。

共に支え合って退職後の暮らしを豊かなものにしていきましょう。

退職後の暮らしを応援します!!

年金者連盟は年金制度の改善の取組みだけでなく、「見舞金の支給」、「助成金の支給」、「長寿のお祝い」など、退職後の暮らしに少しでもお役に立てるよう各種給付・助成事業を行っています。

例えば、再任用職員で共済組合員の方は、年金者連盟の「保養所利用助成金・契約施設利用助成金」と共済組合の「宿泊施設利用助成金」が併せて受けられ、割安で旅行が楽しめます。(※1)

その他、給付事業・助成事業の詳細は年金者連盟ホームページでご覧いただけます。

また、退職した仲間が集う年金者連盟支部へ各種助成を行い、退職後の交流を応援しています。

年金者連盟には定年退職された方、退職後60歳を迎えられた方であれば年金支給開始前でも加入いただけます。(※2)

ぜひ、お誘い合わせのうえ年金者連盟にご加入ください。

(※1) 年金者連盟と共済組合では、利用者の範囲が異なります。また、連盟の助成金には泊数に制限があります。

(※2) 組合員期間が短期組合員及び後期高齢者等短期組合員のみを除外。



千葉県市町村職員年金者連盟 TEL 043(248)1059

<http://www.chiba-munic-nenkinren.jp>



研修会を開催しました

共済組合及び県互助会では、新年度の事業計画及び予算の概要を組合員（代議員）の皆さまに説明し、ご意見・ご要望を広くお聞きすることにより、各事業のより良い発展を図るため、職員側議員の選挙区ごとに毎年、地区別共済制度研修会を開催しております。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を考慮し、書面及び当組合のホームページを使用した方法で、2月13日から17日までの期間、開催をしました。この研修会で出されましたご意見・ご要望については、令和4年度第4回理事会（3月3日開催）で報告をし、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

参加された皆さまからのご意見・ご要望についての一部を、次のとおりQ&A形式でお知らせします。



短期経理

Q 「1事業計画」について、令和4年度と令和5年度を比較すると、短期給付財源率は6.8%の上昇が見込まれる。急な引き上げは医療受診率の増加が主な理由なのか。

また、継続的な調整などにより、率の見直しなどは可能なのか。

A 令和5年度につきましましては、短期組合員の加入による医療費の増加を要因として、保健給付費が対前年度比で約29億円増加する見込

みであり、あわせて育児・介護休業手当金共同事業に係る拠出金についても、拠出率の引き上げにより対前年度比で約4億5千万円増加することを見込んでいます。

また、団塊の世代が75歳の後期高齢者に到達することに伴い、後期高齢者支援金が対前年度比で約9億7千万円増加する見込みであり、以上の総額だけでも前年度と比較して約43億円の支出の増加を見込んでいます。

こうした支出の大幅な増加に対応するため、令和5年度の短期財源率については令和4年度から6.8%引き上げ、94.8%とさせていただきます。

なお、令和6年度以降につきましましては、引き続き保健給付費や高齢者医療に係る拠出金等の動向を見据えつつ、概ね単年度で収支均衡を図れるよう適切な財源率の設定に努めてまいります。

退職等年金預託金管理経理

Q 貸付の金利を銀行と同じくらいにすれば借りる人が増やせるのではないかと。

A 退職等年金預託金管理経理から他経理へ貸し付けを行う場合の利率については、現在、年利1.0%と定められており、この利率については、各市町村職員共済組合が独自で定めるものではなく、地方公務員共済組合連合会が定めることとされているため、変更することができない利率となっております。

業務経理

Q 令和5年度から新たに短期組合員の地方公共団体負担金が発生することですが、負担金の額の算出根拠が資料1及び音声データ

からは読み取れなかったため、詳細な説明をお願い致します。

A 地方公共団体負担金の算出根拠につきましては、令和5年1月26日付総務省福利課からの事務連絡「令和5年度における地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担金等について」により示されているものであり、昨年10月から新たに加入することとなった短期組合員に対しても、短期給付事業に係る事務経費として負担金を徴収することとされているものです。

今後は、短期組合員（令和5年度…1人当たり月額385円）及び短期組合員以外の組合員（令和5年度…1人当たり月額788円）の種別に応じた事務費を地方公共団体負担金として徴収させていただきます。

Q 昨年、『共済ミニガイド』を10月以降作成し、全組合員に配付するとありましたが、いつ配付されるのでしょうか。

A 令和4年度当初予算において、令和4年度中に『共済ミニガイド』を作成し、配付させていただきますと予定していましたが、令和4年10月に施行された短期組合員への地方公務員等共済組合法の適用拡大に係る取り扱いについて、施行時点では明らかになつていない取り扱いは多く、確実な情報をお届けすることが難しいと判断したため、発行を延期させていただきます。

配付時期といたしましては、令和5年10月頃の配付を予定しております。

保健経理

Q 契約遊園施設を増やしてほしい。（隣の県の茨城県の施設等は1つもない。）

A

令和5年度から、次の遊園施設と新規契約を行います。

- ① カワイサーフギャラリーサーフィンスクール（鴨川市）
 - ② 第三新生合同丸（遊漁船）（鴨川市）
 - ③ 鯛丸屋（鴨川市）
 - ④ パークゴルフそうさ（匝瑳市）
 - ⑤ 橘ふれあい公園パークゴルフ場（香取市）
 - ⑥ 蓮沼海浜公園パークゴルフ場（山武市）
 - ⑦ ブルーベリー園くれいんひるず（木更津市）
 - ⑧ 茂原ブルーベリー園（茂原市）
 - ⑨ MaMa's Berry（長柄町）
 - ⑩ ネイチャープラネット（那須塩原市）
 - ⑪ マウントジーンズ那須 那須コンドラ（那須町）
- なお、今後も契約遊園施設の充実に努めてまいります。

Q

共済施設の利用が増えていきます。これは2千円の特別加算の影響が大きいと思います。特別加算はいつまで続きますか。

令和4年度の事業計画及び予算の大綱におきまして、直営施設利用助成金の特別加算（2千円）につきましては、令和5年度までの実施とさせていただきます。

特別加算は、多くの組合員とご家族の皆さまに、直営施設をご利用いただくことで施設収入を増加させる効果がある大変意義深い事業だと考えているものです。

他方で、短期経理の財源率が高い水準となる中、保健経理の財源率はできるだけ維持しながら疾病予防事業等の充実に努めていくことがこれまで以上に求められる状況です。

よって、令和6年度以降の直営施設利用助成金につきましては、効果的な財源配分によ

宿泊経理

将来の保健経理の収支見込などを考慮しながら検討してまいります。

Q

収支予定の支出の科目で令和4年度と令和5年度の委託費を比較すると、金額が大きいが、どのような内容で増えているのか。

※新型コロナウイルス以前の予算に戻した形となるのか。
委託費につきましては、主にホテル従業員の人件費（当組合職員給与を除く）と仕入原価を賄っていることから、増加理由としては、一点目が施設収入の増加による人件費の増加、二点目が施設収入の増加による仕入原価の増加が要因となるものです。

なお、人件費増加の主な理由は、婚礼等の受注増加を見込み、これに伴い配膳人、洗い場補助等の外注人件費の増加となります。次に仕入原価の主な理由は、上記と同様に受注増加の見込みにより、引出物の仕入れ、写真・ビデオ撮影に係る外注費の増加となるものです。

また、新型コロナウイルス以前の予算に戻した形となるのかについては、令和6年度以降になると予測しており、回復途中と考えております。このため、次年度以降も施設収入が増加する場合は、委託費を含め、その他経費も増加することとなります。

Q

黒潮荘で、日帰り入浴できるようにしてほしい。タオル等は持参するので、用意してもらわなくてもよいです（数百円でレンタルでも可）。ぜひ、検討願いたい。

現状では、定期清掃の人員配置等の観点から、対応は難しいものです。今後の検討とさせていただきます。

物資経理

Q

手数料が1・39%と普通貸付や住宅貸付（1・26%）に比べると高いのですが、普通貸付同様にならないのでしょうか。

貸付利率については、地方公務員等共済組合法の規定により定めるとされておりませんが、具体的には、総務省の定める貸付規則（準則）において定められているものです。

一方、物資の手数料率は、当組合の物資供給規則において定めることができるのですが、その設定の際、貸し倒れに対する保証保険料を独自に支出することなどを考慮する必要があるものです。

令和2年度より、資金の借入先をそれまでの「貯金経理（利率2・1%）」から利率が低い「退職等年金預託金管理経理（利率1・0%）」に変更することで、手数料率を2・42%から1・39%に引き下げたのですが、その設定の際は、上記の保険料や市場の自動車ローンの利率などを勘案し、若干の利益が見込めることを想定したものです。

しかしながら、半導体不足等により自動車の販売台数が減少した影響もあって自動車の売上が伸びていない状況にあり、令和4年度、5年度においても当期損失金を見込んでいます。

このような状況で、手数料率をさらに引き下げるとは難しいと考えます。



人事異動のお知らせ

1 令和5年4月1日付け異動等

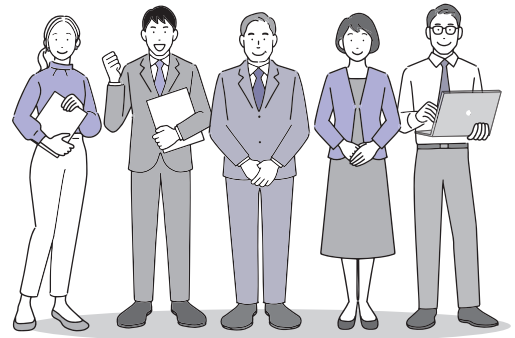
氏名	新職名	旧職名
五木田 雅之	事務局長兼出納長	事務局長
関 裕行	事務局次長兼福祉課長	参事兼福祉課長

2 令和5年4月1日付け新規採用

氏名	職名
林 千晴	保健課資格係主事

3 令和5年3月31日付け退職

氏名	職名
多田 芳子	事務局次長兼出納長
植松 一彦	施設管理課付課長補佐
平林 弘美	黒潮荘主任主事



給付金送金日のご案内

6月28日(水)、7月28日(金)、8月28日(月)
 ※給付金請求書の締切日については、各担当課へお問い合わせください。

共済貯金の払戻日のご案内

6月28日(水)、7月28日(金)、8月28日(月)
 ※払戻・解約請求書の締切日は、組合員の方については各所属所により異なりますので、お勤め先の共済事務担当課へお問い合わせください。
 任意継続組合員の方については、払戻月の10日(12月は7日)(土・日・祝日の場合は直前の開庁日)までに共済組合に必着です。
 6月1日現在の利率は1.9%(税引き後1.514015%)です。

任意継続組合員の皆さまへ

6月は7月分の掛金、7月は8月分の掛金の払戻月です。月内に必ず納入されますようお願いいたします。また、口座振替の方は7月分の振替日が6月26日、8月分の振替日が7月26日となりますので、残高不足とならないよう、残高の確認をお願いします。

組合の概況 (令和5年4月末現在)

①団体数	市	37
	町村	17
	一部事務組合等	47
	計	101
②組合員数	男	36,978人
	女	38,094人
	計	75,072人
③被扶養者数		46,103人
④任意継続組合員数		1,223人

税務・法律相談のご案内

～お気軽にご相談ください～

共済組合では、毎月1回、税務・法律に関する相談室(無料)を開設しています。開始時刻は原則として午前中で、申込受付順となります。

相談をご希望の方は、各所属所の共済事務担当課に備え付けの「相談申込書」または任意の書式に必要事項(下記)をご記入のうえ、開設日の15日前まで(必着)に下記宛てへ親展でご送付ください。

※以降のお申し込みは、次回の相談日になりますので、ご了承ください。
 ※相談内容はできるだけ詳しくご記入ください。

必要事項

- | | |
|--------------|----------------|
| ①所属所名及び所属部署名 | ⑤自宅電話番号 |
| ②組合員氏名 | ⑥勤務先電話番号 |
| ③組合員証記号・番号 | ⑦日中、連絡のとれる電話番号 |
| ④自宅住所 | ⑧相談希望日 |
| | ⑨相談内容 |

税務・法律相談お申し込み・お問い合わせ先

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3
 千葉県市町村職員共済組合 福祉課厚生係

TEL 043(248)1114 (福祉課厚生係直通)

7月・8月の相談室開設日

税務相談室 税理士 大川 惣一(おおかわそういち)
 7月11日(火)、8月8日(火)

法律相談室 弁護士 河邊 義範(かわべよしのり)
 7月12日(水)、8月9日(水)

メンタルヘルス相談室

臨床心理士を中心とした専門職が、あなたのお悩みに親身にお応えします。ご相談は当組合専用の電話・面談またはWEBにより対応しております。また、守秘義務に則りプライバシーの保護を厳守しておりますので、安心してご相談ください。

こんなとき、すぐにご相談ください

- ・将来に不安を感じ気分が落ち込んでいる。
- ・職場の人間関係で悩んでいる。
- ・ストレスによる無気力や不眠に悩まされている。
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・家族の病気のことで悩んでいる。
- ・配偶者との関係がうまくいかない。

☎ 電話カウンセリング

面接カウンセリング予約受付

- ・月曜日～金曜日 9:00～21:00
- ・土曜日 10:00～18:00
- (日・祝日、1月1日～3日は休み)



☎ 0120 (765) 232

※携帯電話からもご利用いただけます。

💻 WEB相談

当組合ホームページのトップ画面にある「みんなの家庭の医学」のバナー、もしくは<https://kateinoigaku.jp/>からアクセスしてください。

団体コード(保険者番号): 32120412

直営施設をご活用ください！

オークラ千葉ホテル

P38のお得なクーポンをご利用ください。詳しくはオークラ千葉ホテル（フロント）までお問い合わせください。



ご予約・お問い合わせ先

オークラ千葉ホテル（フロント）
TEL 043(248)1111



<https://www.okura-chiba.com/>

オークラ千葉ホテル

ログインID : okura
パスワード : chiba

黒潮荘

期間限定のお得なプランをご利用ください。詳しくは黒潮荘までお問い合わせください。



ご予約・お問い合わせ先

黒潮荘（直通）
TEL 04(7092)2205



<https://www.kuroshiojo.jp/>

黒潮荘

パスワード : 9640

那須の森ヴィレッジ

お得な割引・各種プラン（P36～37参照）をご用意し、皆さまのご利用を心よりお待ちしております。



ご予約・お問い合わせ先

那須の森ヴィレッジ（直通）
TEL 0287(78)1636



<https://www.nasunomori-village.jp/>

那須の森ヴィレッジ

オークラ千葉ホテル 展望浴室 スパ・スカイビュー



バスタオル、フェイスタオル付きのため、手ぶらでご利用いただけます。ゆったりと広い湯船につかりながら、日々の疲れを心ゆくまで癒してください。

スパ
利用案内

場 所 : 本館10階

時 間 : 15:00～23:00（最終入場22:30）

料 金 : 日帰りの方（組合員及びそのご家族）

お一人様…300円（税込） / ご宿泊の方…無料

※日帰りでご利用の際は、保健施設利用券をお持ちください。

「お宿ねっとメンバーズカード」のご案内

「お宿ねっとメンバーズカード」は黒潮荘、那須の森ヴィレッジの両施設で使えるポイントカードです。

(1) 「お宿ねっとメンバーズカード」の発行手続き

黒潮荘及び那須の森ヴィレッジへご宿泊の際に、発行手続きをしています。

(2) ポイント付与及びポイント利用特典について

利用料金2,200円（税込）毎に1ポイントを付与させていただき、貯まったポイント数に応じて次回以降の宿泊料を下記のとおり割引させていただきます。

ポイント数	30ポイント	50ポイント	100ポイント	200ポイント	300ポイント(割引上限)
割引額	1,000円	2,000円	6,000円	16,000円	30,000円

(3) 黒潮荘と那須の森ヴィレッジ以外の株式会社エムアンドエムサービスが受託する保養所・公共の宿などの「お宿ねっと他施設」における「お宿ねっとメンバーズカード」の取扱いについて

「お宿ねっと他施設」において、「お宿ねっとメンバーズカード」は使用できません。

お問い合わせ先

施設管理課（直通） TEL 043(248)1119
福 祉 課（直通） TEL 043(248)1114

ご予約好評受付中！

令和5年度も引き続き直営施設助成金に
特別加算(2,000円)が加わり
お得にご利用いただけるチャンス！

特別加算によりお子様(満3歳以上小学校低学年向け料理を選択の場合)は
利用者負担なし(無料※)でご利用いただけます！

※通常期(土曜日、祝前日、夏期間を除く)
または、繁忙期(土曜日、祝前日、夏期間)
の4人コテージ3名以上、2人コテージ2
名以上、ツイン2名以上、和室3名以上で
の利用の場合となります。また小学校高学
年向け料理は607円(助成控除後)から
ご利用いただけます。詳細についてはホー
ムページまたは次頁掲載の施設連絡先にて
ご確認ください。



プランの ご案内

平日割引(1,000円)ご利用で1泊2食付4,700円～
平日(日～木曜日)限定のお得な割引！
3泊以上の連泊で宿泊料金からさらに10%割引！

詳細については
ホームページでもご案内いたしますので
ぜひご覧ください。



(洋食)



(特選料理)

※写真はイメージです。

●洋食プラン・ステーキプラン

6月の月・火曜日限定で、
なんと1,500円割引！
1泊2食付5,700円～



(ステーキ)

●季節の特選料理プラン

1泊2食付8,700円～

厳選された豪華食材を使用した特選料理。栃木のブランド肉(牛肉、豚肉、
鶏肉の3種類)を使用したお肉がメインのプラン。
ぜひご賞味ください！

※掲載料金は、県互助会を含む助成金及び特別加算(2,000円)控除後の金額となります。

※1泊2食、消費税、奉仕料、入湯税を含みます。

※繁忙期は、1,210円が加算されます。

かも・なすWキャンペーンにつきましては、5頁「黒潮つうしん」をご参照ください。

実施中

令和5年度は、平日ご連泊者(2泊以上)※さま限定で「多目的運動場」と「キャンプ場」の
無料開放サービス(先着受付順)を実施します！ご予約時にお申し付けください。

※キャンプ場のご利用者さまを除きます。



テニス(1面)やフットサル(全面)などにご利用
いただけます。
テニスラケットやテニスボール、また、サッカーボール
やピンスなども無料でご利用いただけます。
2時間 ※混雑時は1時間のご利用とさせていただきます。



野外バーベキュー(持ち込み
OK)などにご利用ください。
キャンプ場開設期間中のご利
用とさせていただきます。

那須の森ヴィレッジのお得な割引特典!!

1 早めのご予約がお得！早割りキャンペーン!!

月曜～木曜日限定（祝前日、夏期間7/15～8/31を除く）で1人1泊ごとに下記金額が宿泊料から割引となります。

名称	対象期間 (ご利用月を含めた月数)	大人割引額
早割り5	6カ月前から5カ月前のご予約	1,000円
早割り3	4カ月前から3カ月前のご予約	500円

2 60歳以上の方が一緒にお得！シルバー割引!!

日曜～金曜日限定（祝前日、夏期間を除く）で60歳以上の方が宿泊される場合、シルバー割引としてグループ全員の大人の宿泊料から500円割引となります。

3 日曜日の宿泊がお得！ 学校行事振替休日キャンペーン!!

日曜日（祝前日、夏期間を除く）にご宿泊のお子様（小学生以下）の宿泊料が無料!!

さらに上記の割引との併用も可能な平日連泊でのご利用がおすすめです！

日曜～木曜日での宿泊がお得！ 平日割引プラン
(祝前日、夏期間7/15～8/31を除く)

●平日割：宿泊料金から大人1名様ご1泊につき1,000円割引いたします。

●平日連泊割：3泊以上の場合、さらに宿泊料金から10%割引いたします。

⇒平日割ご利用で、

なんと大人1名様4,700円からのご利用が可能です!!

那須高原 ひとあしのびして



那須高原ビジターセンター

那須の森ヴィレッジから車で15分

館内では「那須甲子地域」に関する歴史や自然について、映像や写真・資料展示などを行っています。また周辺には遊歩道が整備されており、那須連山など、四季折々の風景を楽しむことができます。定期的にイベントも開催されており、地元の人々の交流の場として広く利用されています。



那須高原ビジターセンター
ホームページ



Nature Activity

当組合の「遊園施設利用助成金」の対象に那須高原ビジターセンターの「クラフト体験」がございます。



木の俣園地

那須の森ヴィレッジから車で10分

那珂川の支流、木の俣川はまさに清流です。園地内には遊歩道、吊り橋が整備され、植物や大岩奇岩などが作り出す景色に自然の偉大さを感じながら散策を楽しむことができます。季節によっては川遊びもできます。



那須塩原市ホームページ
木の俣渓谷と木の俣園地



Nature Activity

令和5年度から木の俣園地近くの「板室ダム湖カヌー体験ツアー(ネイチャープラネット)」が当組合の「遊園施設利用助成金」の対象になりました。



直営施設利用券のご案内

直営施設利用券は、**2親等の方まで**ご利用いただけます。ご使用の際は、チェックイン時に必ず組合員証または被扶養者証、ご加入の健康保険証をご提示ください。

Gateway for Nature Activity



詳しくは、お電話または
ホームページをご覧ください。

お問い合わせ・お申し込み

那須の森ヴィレッジ(施設直通)
TEL 0287(78)1636

※平日・休日も午前9時から午後5時までの案内となります。



那須の森ヴィレッジ 検索

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字運山3375-637

🍽️ チャイナコース

クーポン ランチタイム

蟹肉入りふかひれスープやブリブリ食感がたまらない海老春捲きと、お得に楽しめる平日ランチタイム限定の中国料理コース。

～7月31日(月)
平日ランチ 4,500円



(イメージ)

🍱 日本料理 夏祭り会席

クーポン ディナータイム

7月の日本料理会席は、川の幸、海の幸、野の幸の食材で夏祭り！旬の食材や鰻を食べて、熱い夏を乗り切ろう。

7月1日(土)～7月30日(日)の金～日曜日・祝日
組合員様特別料金 5,000円 (一般6,000円)



(イメージ)

お問い合わせ・ご予約 レストラン「セブンスーズ」 TEL 043(248)1128 朝食タイム 7:00～9:30 ランチタイム 11:30～14:00 ディナータイム (日～木・祝日) 17:00～20:00 (金・土・祝前日) 17:00～20:30

ご予約受付中!

ものまね スーパーLIVE 2023 あの有名人が すぐそこに!

原口あきまさ、荒牧陽子、ビューティーこくぶの最強ものまね・歌まね王者たちが繰り広げる“笑いあり、感動あり”のLIVEショーが帰ってくる!!

7月29日(土)
組合員様特別料金 お一人様 20,000円 (一般23,000円)

※料金にはショー、ディナー、アルコールを含むお飲み物、消費税、サービス料が含まれます。

- 【1部】ものまねショーの前にディナー
[受付 16:00～] ディナー 16:30～/ショー 18:00～
- 【2部】ものまねショーの後にディナー
[受付 17:30～] ショー 18:00～/ディナー 19:40～



荒牧陽子

原口あきまさ

ビューティーこくぶ

※お席の指定および事前のご確認はお断りしております。※ご入金後のキャンセルにつきましてはご返金いたしかねます。

※諸般の事情に鑑み、直前の公演延期、変更等が生じる場合がございます。※予約時にいただいた個人情報は、本公演に関する事のみで使用させていただきます。

お問い合わせ・ご予約

営業企画課 TEL 043(248)1302

10:00～18:00

津軽三味線と愛でる お月見会

古くから伝わる秋の風物詩“お月見”輝く夜空に響く津軽三味線と琴の音色を、日本料理の会席とともに楽しみください。

9月29日(金)
開演 18:30～(受付 18:00～)
組合員様限定 お一人様 12,000円
(一般 14,000円)



出演：津軽三味線
脩一郎&大地
Shuichiro &
Daichi



文化箏
上村美穂

※お席はご相席となります。

※すべてのメニューは天候等の入荷状況により、食材が変更となる場合がございます。※すべてお一人様料金です。 ※クーポンのご利用はページ下部のクーポンをご持参ください。

「One Harmony」 会員にご登録ください!

One Harmony にご入会のお客様は、レストランのご利用料金から10%割引いたします(クーポンとの併用はいただけません)。下図QRコード、もしくは当ホテルのフロントカウンターなどでご入会いただけます。

お問い合わせ TEL 043(248)1111 (フロント)



レストラン「セブンスーズ」組合員様限定クーポン

※上記クーポン表記のあるプランのみ割引対象とさせていただきます。
※組合員様が一括でお会計いただきました場合、ご一緒の皆様全員を同様の割引対象とさせていただきます。
※ご予約の際に、本券ご利用の旨をお申し出ください。 ※ご注文の際に、組合員証と本券を必ずご提示ください。
※他の割引券等の併用はお受けいたしかねます。

<p>7月 夏祭り会席</p> <p>ディナータイム</p> <p>5,000円 (一般6,000円)</p> <p>一般料金より 1,000円OFF!!</p> <p>有効期限：7月1日(土)～7月30日(日)の金～日曜日・祝日</p>	<p>6月 チャイナコース</p> <p>ランチタイム</p> <p>ワンダリングサービス</p> <p>有効期限：6月1日(休)～6月30日(金)の平日</p>
---	---

組合員様だけがご利用いただける専用ページからのご予約等で、おトクがいっぱい!

オークラ千葉ホテル 検索

千葉県市町村職員共済組合 組合員の皆様へ

ID パスワード

結婚式をお考えの組合員様へ まずはブライダルフェアへお越しください

模擬挙式&料理長オススメコース試食の
スペシャルフェア

オークラ伝統の味 無料試食付き
Special Coordinate Fair

6/25 (SUN) & 7/17 (MON)

8/11 (FRI) ~ 8/13 (SUN)

フェアの情報は下記のURLまたはQRコードからご覧ください。
<https://www.okura-chiba-wedding.com/w/>



2つの会場
コーディネート
リニューアル

組合員の皆様・ご家族様限定

Special
スペシャルプラン 30名様 通常2,438,479円
2,013,084円

2023年4月1日~2024年3月31日までで、
30名様以上の挙式&披露宴

組合員スペシャル特典

- *新郎・新婦衣裳 50%割引
 - *フリードリンク 1グレードUPサービス
 - *挙式料 55,000円引き (ファミリーアール式・パラッツォ式)
 - *送迎バス利用助成 1台90% (最大120,000円)
 - *宿泊 6,500円助成 (会館利用6,000円+県互助会500円組合員ご本人様より2親等以内)
- その他ご優待多数! 詳しくはご見学時にご確認ください。

ご婚礼紹介カード (初回来館時のみ有効)

年 月 日

お名前	ご新郎	組合員等 との関係
	ご新婦	
ご住所	ご新郎	
	ご新婦	
挙式日		
所属所名		
組合員証記号番号		
お名前(フリガナ)	()	()
ご住所 〒		電話番号()

*必要事項をご記入のうえ、挙式される方にお渡しください。

*表記の料金はすべて、お一人様あたりの消費税・サービス料を含む総額表記です。

オークラ千葉ホテルのウエディング特典は、
組合員の皆様はもちろんご兄弟、ご姉妹、ご子息、ご令嬢も
特典を受けられます。

適用の範囲 30名様以上の挙式・披露宴をご予定で、結婚式場相談所を介さず来館の方。

紹介の方法 「ご婚礼紹介カード」に必要事項をご記入のうえ、挙式予定の方にお渡しいただき
初回来館時に受付にてご提示くださいますようお願いいたします。

挙式予定者(組合員以外の方)への特典 準組合員特典を適用させていただきます。

ご紹介いただいた方への特典

- ★オークラ千葉ホテル お食事券・・・10,000円(挙式予定者が初回来館された際)
- ★ギフトカード・・・20,000円(挙式予定者がご成約された際)

ブライダルサロン(10:00~18:00) 火曜定休(祝休日除く)

お問い合わせ・ご予約 TEL043(248)1122

グレートバリュープラン

部屋タイプは、ホテルお任せ

～朝食付きでこの価格!～

お一人様 1泊 1,400円～※1

期間:2023年12月29日(金)ご宿泊分まで

プラン内容

- ◆1名様1泊分のご宿泊代
- ◆スパ・スカイビュー(温浴施設)
- ◆レストラン「セブンシーズ」でのご朝食
- ◆消費税・サービス料

特!
2,000円

利用助成金に特別加算(2,000円)
期間中のご利用がお得です!

最上階の温浴施設「スパ・スカイビュー」

ゆったりと広い湯船、ジェットバスやサウナもございます。

15:00～23:00 最終入場22:30



完全個室 ご宴会付きプランはこちら!

ホテルで **旅館気分**♪

ご宴会プラン

期間:2023年12月29日(金)ご宿泊分まで

10日前までのご予約制 5名様より

お一人様 1泊・2食付き 6,700円～※1

※組合員助成金控除後の料金となります。

プラン内容

- ◆1名様1泊分のご宿泊代
- ◆スパ・スカイビュー(温浴施設)
- ◆和宴会場でのご夕食
- ◆レストラン「セブンシーズ」でのご朝食
- ◆消費税・サービス料



【オプション】

★二次会プラン

お一人様 3,500円～

フリードリンク(2時間)
おつまみ付き

★コンパニオン(2時間1名)

16,500円～

落ち着いた雰囲気のお客室

楽しいひとときの後は暖かな灯りに包まれて、心ゆくまでお寛ぎください。

■お部屋タイプは、ホテルお任せとなります。

和宴会場でご夕食 2時間制

お仲間との楽しいひととき。5名様から20名様まで完全個室をご用意。

■お飲物代別途 フリードリンク(2時間) お一人様 1,700円～

※1 助成金控除額によっては、お客様負担額が異なる場合がございます。

オークラ千葉ホテル

お問い合わせ・ご予約

TEL 043(248)1111

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3
千葉みなと駅より徒歩5分

<https://www.okura-chiba-wedding.com/w/>

お得な情報満載の組合員様専用ページへの
ログインIDとパスワードはコチラ

ID パスワード

